

「子ども・子育て支援新制度」について

平成26年1月23日

目 次

1) 基本指針について	2
2) 保育の必要性の認定について	14
3) 確認制度について	28
4) 新たな幼保連携型認定こども園の認可基準について	50
5) 地域型保育事業について	72
6) 放課後児童クラブの基準について	92

1) 基本指針について

1. 基本指針の法的位置づけ

- 国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(基本指針)を策定。
(子ども・子育て支援法第60条)
- 内閣総理大臣は、基本指針を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴くこととされている。
- 基本指針の主な内容は以下のとおり。

◎子ども・子育て支援の意義

◎地方自治体の事業計画の作成指針

- ・すべての都道府県、市町村が事業計画を作成。(計画期間 5年間)
→限られた期間(平成26年度前半までに計画案を取りまとめることが必要)の中で、関係者の参画の下、住民の意向の把握、計画の検討、作成などの一連の作業を行うことが必要。

<参考>計画策定のスケジュール

平成25年夏 基本指針案の提示

→平成25年夏以降～

平成26年度前半
後半～

平成27年4月(予定)

市町村において利用希望の調査を実施

都道府県計画、市町村計画の作成

都道府県計画案、市町村計画案のとりまとめ

認可・確認等の事前準備【計画案に基づく需給調整】

子ども・子育て支援新制度本格施行

地方版子ども・子育て
会議の意見を
聴きながら検討。

◎制度に関する基本的事項の提示

◎関連施策との連携

- ・子ども・子育て支援新制度は、
 - ・ワーク・ライフ・バランスと車の両輪。
 - ・児童相談所等の関連する専門機関との連携が不可欠。 →これらの点にも留意した計画作成が必要。

2. 基本指針項目①

○ 子ども・子育て支援の意義並びに幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項（法60Ⅱ①）

○ 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項(事業計画作成指針)（法60Ⅱ①②）

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

1 教育・保育提供区域の設定

2 各年度における幼児期の学校教育・保育の見込み(参酌標準)、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

2. 基本指針項目②

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

- 1 区域の設定
- 2 各年度における幼児期の学校教育・保育の見込み(参酌標準)、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 4 幼児期の学校教育・保育及び地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置
- 5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項、その円滑な実施を図るために必要な市町村との連携

2. 基本指針項目③

五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項

1 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

2 幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表

3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

○ 専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項（法60Ⅱ③）

○ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項（法60Ⅱ④）

○ その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項（法60Ⅱ⑤）

3. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育ての利用希望)
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育ての利用希望)
学校教育+保育+放課後児童クラブ
+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育ての利用希望)
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育ての利用希望)
子育て支援

需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、
「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
* 私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者

= 地域型保育給付
の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児・病後児保育
事業

放課後
児童クラブ

3. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

- 市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。
- あわせて、任意的記載事項として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載。

【市町村子ども・子育て支援事業計画記載事項】(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)

<必須記載事項>

- 区域の設定 (第2項第1号)
- 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第1号)
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第2号)
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (第2項第3号)

<任意記載事項>

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 (第3項第1号)
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 (第3項第2号)
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (第3項第3号)

3. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ③

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

＜量の見込み＞

・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況＋利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

＜確保の内容・実施時期＞

・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。
 ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

・地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。また量の見込みとの差がある場合には、事業の整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

＜量の見込み＞

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

＜確保の内容・実施時期＞

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
 例「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等(13事業)

量の見込み

確保の内容、
実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

○ 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項

○ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

○ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

3. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ④

○「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定するイメージ
 ※教育・保育施設、地域型保育事業の別に設定

		1年目			2年目			3年目		
		3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の 必要性 あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の 必要性 あり	0-2歳 保育の 必要性 あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の 必要性 あり	0-2歳 保育の 必要性 あり
①量の見込み(必要利用定員総数)		300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業 (※2)			20人			30人			50人
②-①		0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0

○「地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定するイメージ
 ※各事業ごとに記載

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②確保の内容	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②-①	0	0	0
放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	800人(20か所)	800人(20か所)	800人(20か所)
②確保の内容	600人(16か所)	700人(18か所)	800人(20か所)
②-①	▲200人(4か所)	▲100人(2か所)	0

⋮

4. 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ①

○都道府県は、実施主体たる市町村を支援し、広域性と専門性を有する立場から、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定。

※事業計画作成段階において、市町村・都道府県は定期的に協議・調整。

○幼児期の学校教育・保育について、都道府県が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。

○あわせて、保育士等の人材確保・質の向上、専門知識を要する支援等を記載。

【都道府県子ども・子育て支援事業支援計画記載事項】(子ども・子育て支援法第62条第2項・第3項)

<必須記載事項>

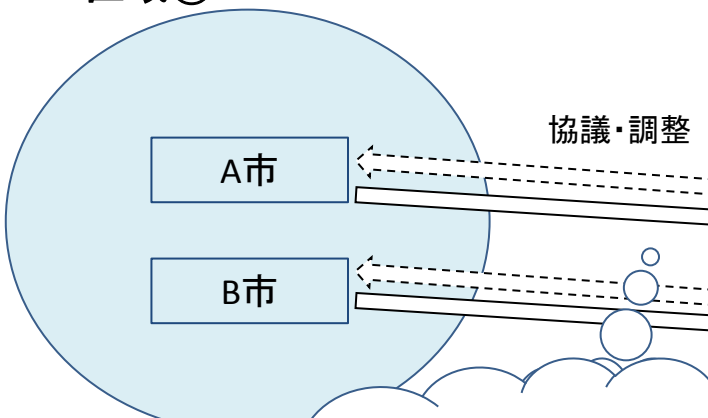
- 区域の設定 (第2項第1号)
- 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第1号)
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (第2項第2号)
- 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置 (第2項第3号)
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項、その円滑な実施を図るために必要な市町村との連携 (第2項第4号、第5号)

<任意記載事項>

- 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整 (第3項第1号)
- 幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表 (第3項第2号)
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (第3項第3号)

4. 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ②

区域①



○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

—区域①—

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳)<2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳)<3号>

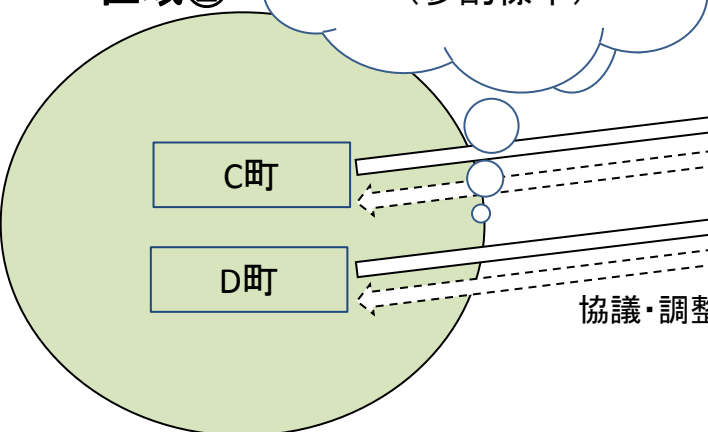
<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備
(○年度に
○人分)

「区域ごとの積上げ
+ 広域調整」
を踏まえて設定
(参酌標準)

区域②



—区域②—

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳)<2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳)<3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備
(○年度に
○人分)

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 保育教諭・幼稚園教諭・保育士等の確保、質の向上のために講ずる措置
- 専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援、市町村との連携
- 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整
- 幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

(※)都道府県は、認定こども園、保育所の認可・認定の可否(需給調整)を、都道府県計画に基づいて判断(次ページ参照)。

4. 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ③ (都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に基づく需給調整)

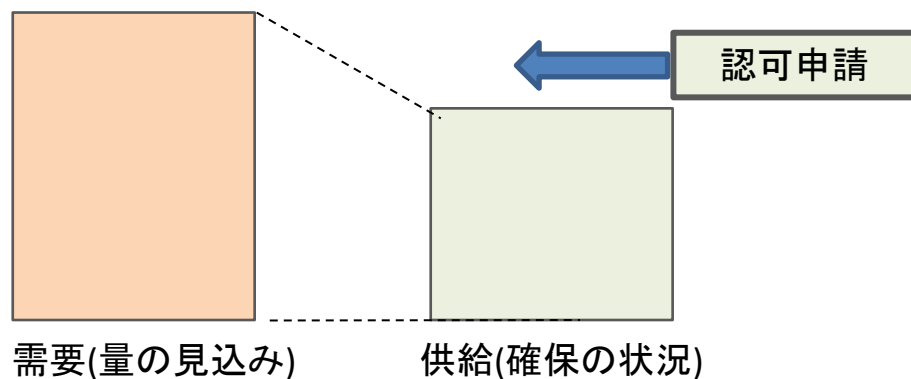
○子ども・子育て支援新制度では、認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう、認定こども園・保育所について、

- ①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
- ②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

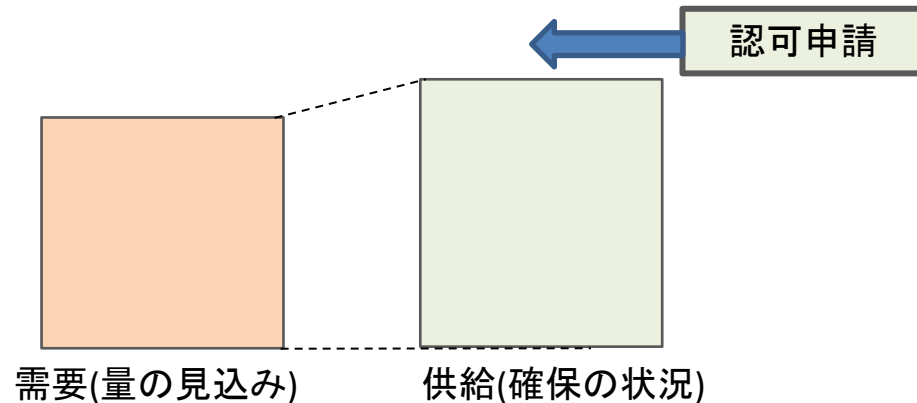
都道府県は、認定こども園、保育所の認可・認定申請時に、都道府県計画の区域ごとに、需要(量の見込み)と供給(確保の状況)により客観的に判断。

- －需要(量の見込み) > 供給(確保の状況＝区域内の定員数) → 適格性・認可基準を満たす申請者は原則認可
- －需要(量の見込み) < 供給(確保の状況＝区域内の定員数) → 需給調整

需要(量の見込み) > 供給(確保の状況)
→ 原則認可



需要(量の見込み) < 供給(確保の状況)
→ 需給調整



2) 保育の必要性の認定について

1. 保育の必要性の認定について

1. 概要

- 子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる。(子ども・子育て支援法19条等)

【参考】認定区分

19条1項1号に該当する場合:教育標準時間認定

19条1項2号に該当する場合:満3歳以上・保育認定

19条1項3号に該当する場合:満3歳未満・保育認定

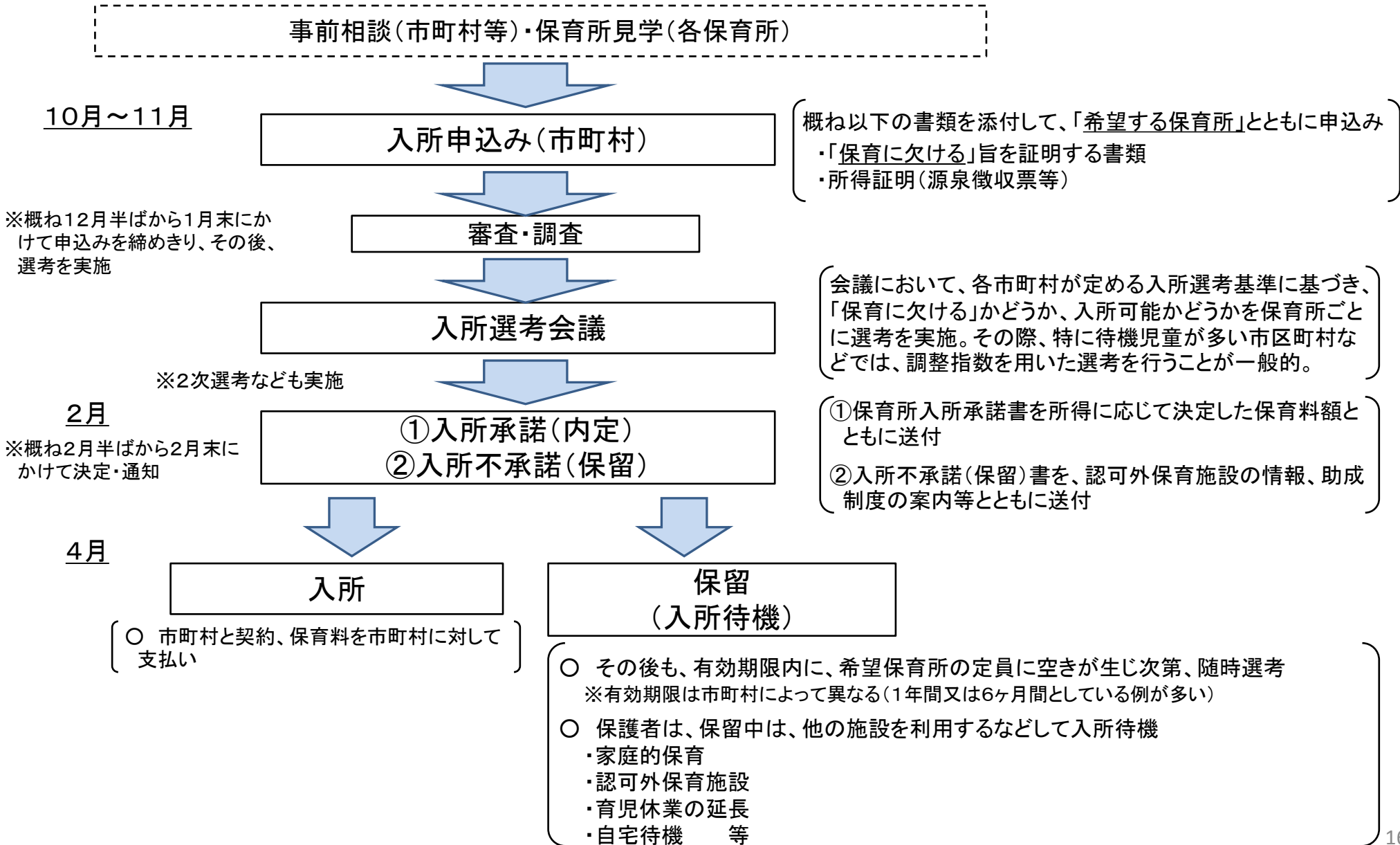
(19条1項2号・3号に該当する場合:保育認定)

- 保育の必要性の認定に当たっては、国は、以下の3点について、認定基準を策定することとされている。
 - ①「事由」:保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
 - ②「区分」:長時間認定(「長時間」)又は短時間認定(「短時間」)の区分(保育必要量)
 - ③「優先利用」:ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等
- それぞれの認定基準等は、現行制度や各市町村における運用の実態等を勘案しながら検討する必要がある。
- また、現行制度の下で保育所に入所できている子どもが、新制度への移行によって、ただちに退所させられるようなことが生じないよう、留意が必要。

(参考1) 現行制度における保育所入所までの一般的な流れ

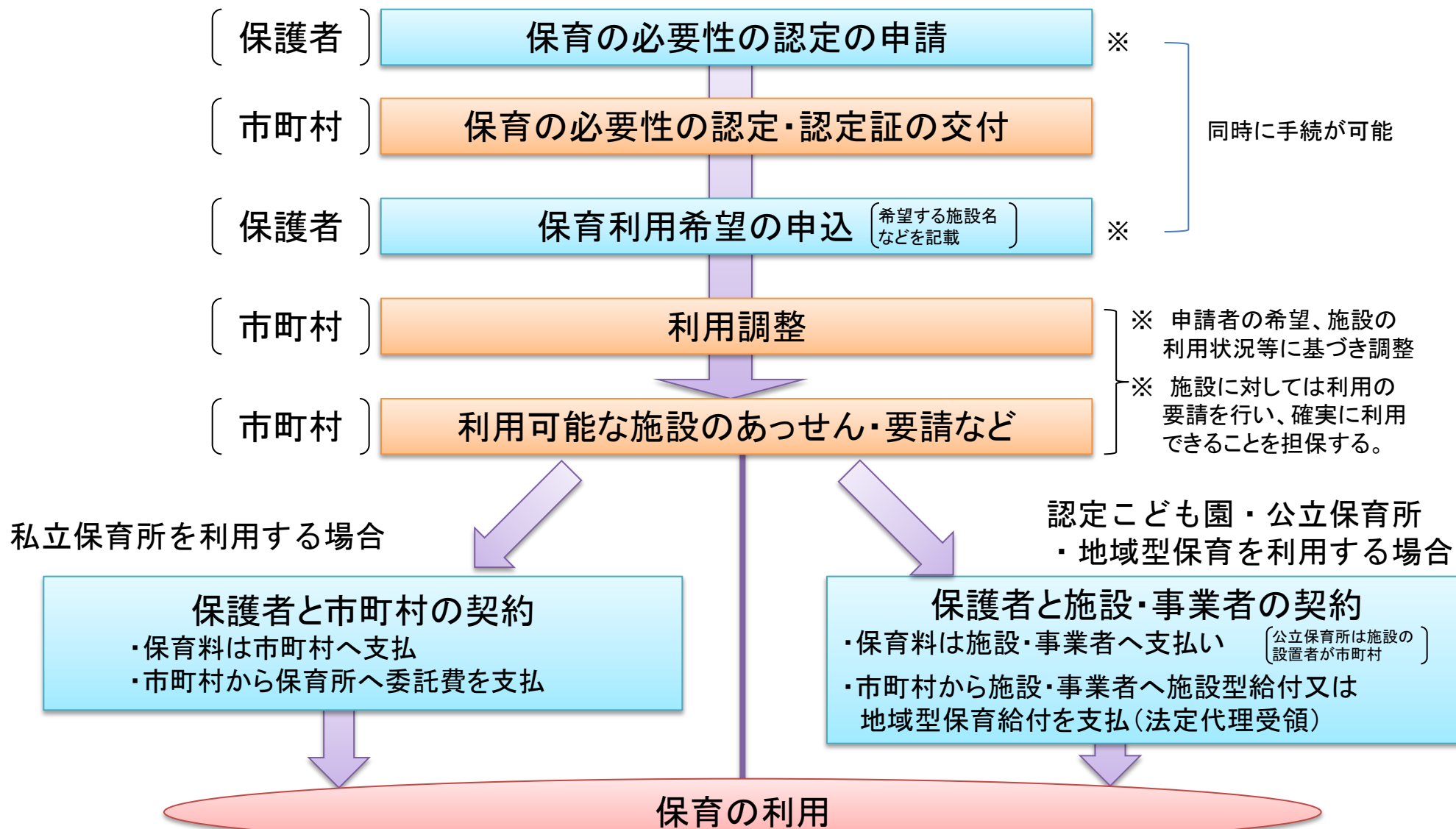
○4月1日入所のパターン(年度途中も、概ね同じ流れ)

※市町村ごとに、手続きの流れ、時期などの実務の詳細は異なる



(参考2) 新制度における保育を必要とする場合の利用手順 (イメージ)

- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。(改正児童福祉法第73条1項)
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



2. 保育の必要性の認定に係る論点について

1. 「事由」について

(1) 現状等

- 「子ども・子育て新システムに関する基本制度(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定。以下「基本制度」という。)」においては、以下の点について検討が必要とされている。

現行の「保育に欠ける」要件

児童福祉法施行令(昭和23年政令74号)

第二十七条 法24条第1項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 昼間労働することを常態としていること。(就労)
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。(妊娠、出産)
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。(保護者の疾病、障害)
- 四 同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。(災害復旧)
- 六 前各号に類する状態にあること。(その他)

新制度における「保育の必要性」の事由の検討に当たっての論点

就労形態の多様化等に伴い、要件を外す、必要度を低くするなどの対応をとることにするか。

フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く)することにするか。

これらの事由については、基本的に現行制度と同様とするか。

求職活動など、通知により解釈を提示している事由の取扱い、市町村ごとの運用にバラツキが見られる事由などについて、どのように取り扱うことにするか。

保育の必要性の認定に係る「事由」について（全体像）
（これまでの御議論を踏まえた整理案）

現行の「保育に欠ける」事由
（児童福祉法施行令27条・再掲）

○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

- ①昼間労働することを常態としていること（就労）
- ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）
- ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）
- ④同居の親族を常時介護していること。（同居親族の介護）
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）
- ⑥前各号に類する状態にあること。（その他）

新制度における「保育の必要性」の事由（案）

○以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

- ①就労
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く）
 - ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
 - ・起業準備を含む
- ⑦就学
 - ・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

2. 「区分」、「保育必要量」について

(1) 概要

- 現行制度の入所判定では、長時間・短時間の区分は特に設けていないが、特に都市部の市町村では、それぞれにおいて定める判定基準上、「週〇日、1日当たり〇時間」といった区分を設定し、「保育に欠ける」事由の判定とともに優先度を決定している例が多い。
- 新制度における保育認定については、「長時間」(主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間の開所時間に相当)及び「短時間」(主にパートタイムの就労を想定)の2区分の保育必要量を設けることになる。
 - ※ 教育標準時間認定に関しては特段区分は設けない。

(2) 論点

- ①「長時間」・「短時間」の区分をどのように線引きしていくか。
- ②「短時間」の下限(=保育の必要性の認定に当たって、例えば、上記1の事由「就労」であれば、どの程度の就労時間を求めるか)をどのように設定するか。
- ③現行制度との関係をどう整理していくか。

<現行制度と新制度における「保育標準時間」及び「保育短時間」の比較イメージ>

	現行制度	新制度
対象児童	保育に欠ける児童	保育の必要性の認定を受けた児童
認定区分	1区分 ※A時間以上	2区分 ※保育標準時間 平均275時間/月(212時間以上・292時間未満) 保育短時間 平均200時間/月(212時間未満)
保育料	応能負担 ※C円/月	応能負担 ※保育標準時間 C円/月 保育短時間 C円×一定割合/月
利用定員	一律 例)90名	保育標準時間と保育短時間に分けた定員設定も可能 例)保育標準時間:60名 保育短時間 :30名

<「保育標準時間」及び「保育短時間」の区分を設けることによるメリットについて>

①保育の利用者負担

➢保護者がパートタイム就労による保育短時間認定を受ける場合、現行制度よりも低額の保育料で保育を受けることが可能

②保育の受けやすさ

➢保育所等が認定区分に応じた利用定員を設けた場合、「保育短時間」認定の子どももその利用定員の範囲内において、保育を受けやすくなることが可能

3. 「優先利用」について

(1) 現状等

- 都市部においては、入所判定の各事由における優先度をつけた上で、同優先度上の調整指数として「ひとり親家庭」などについては加点して対応している例が多い。
- 障害児保育など、受入施設・枠が設定されているような場合は、事実上、優先的に対応している。

(2) 論点

- ひとり親家庭、虐待のおそれのあるケースなど、優先利用の認定方法について、「優先利用枠」を特別に設けることとするか、必要性の認定に当たって、ポイント加重・調整などの「優遇措置」を講ずることとするか。
 - ※ 母子寡婦法、児童虐待防止法においては、利用に当たっての配慮規定が置かれている。
- 障害児の取扱いについて、どのように考えるか。
 - ※ 障害児の受入れについては、事業計画上の取扱いや確認制度における定員設定、市町村による受入れが可能な施設のあつせんの仕事、事業者の応諾義務(正当な理由)等と関連。
- 保育の量的拡大を支える保育士の人材確保の観点から、保育の利用を希望する保育士等の子どもの取扱いについて、どのように考えるか。

保育の必要性の認定について（これまでの議論を踏まえたイメージ）

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

①事由

- 1 就労
- 2 妊娠・出産
- 3 保護者の疾病・障害
- 4 同居親族等の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること
- 10 その他市町村が定める事由



②区分(保育必要量)

- 1 保育標準時間
- 2 保育短時間



③優先利用

- 1 ひとり親家庭
- 2 生活保護世帯
- 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- 5 子どもが障害を有する場合
- 6 育児休業明け
- 7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
- 8 小規模保育事業などの卒園児童
- 9 その他市町村が定める事由

保育の必要性認定・指数(優先順位)づけ

<保育標準時間>
Aグループ(10点)

○○ ○○
□□ □□
.....

計 X人

Bグループ(9点)

△△ △△
□□ ○○
.....

計 Y人

※ 保育短時間も同様

4. 認定方法その他について

〔認定方法〕

- 教育標準時間認定については、市町村における3歳以上児であること(かつ満3歳以上・保育認定申請をしない)及び保護者の所得を確認することをもって、利用者負担の設定とともに認定するなど、認定証の発行を含め、簡素な手続きについて検討。
- 現行制度における利用者が新制度へ移行する場合には、事前の認定手続きを可能とするほか、簡素な手続きについても検討が必要。
 - ※ 介護保険は施行半年前から事前の認定手続きを開始。

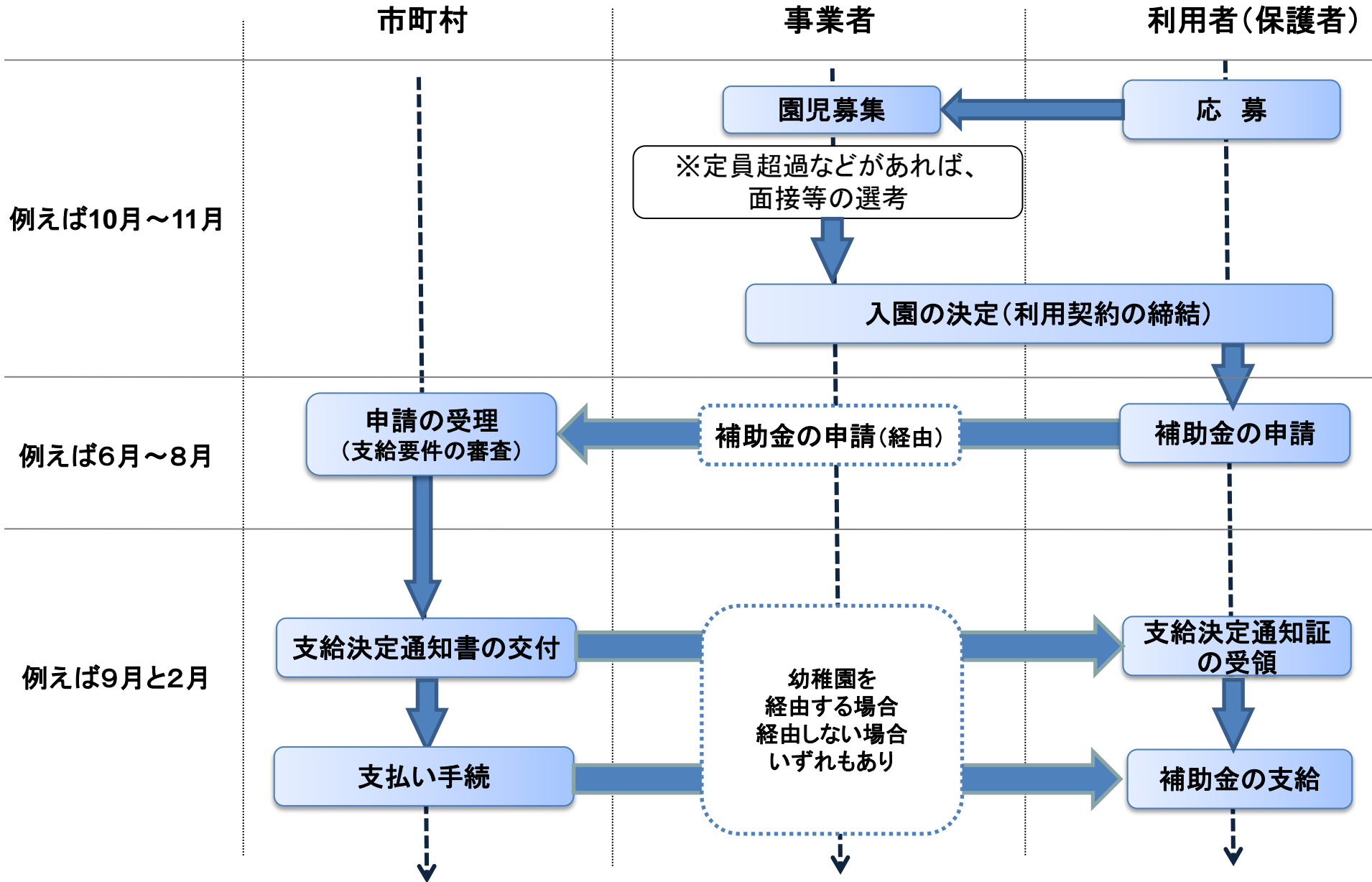
〔認定期間〕

- 認定の有効期間を何年とするか。
 - ※ 満3歳未満・保育認定から満3歳以上・保育認定への切替は職権変更。
 - ※ 保護者の失業時の取扱い(求職等との関係)、就労以外の事由の場合の取扱いについても要検討
 - ※ 特例給付の取扱い(保育所における保護者の失業による認定変更に伴う継続利用など。確認制度における定員設定とも関係。)
- 事由該当の確認、利用者負担等との関係上、現況届を求めることとするか。

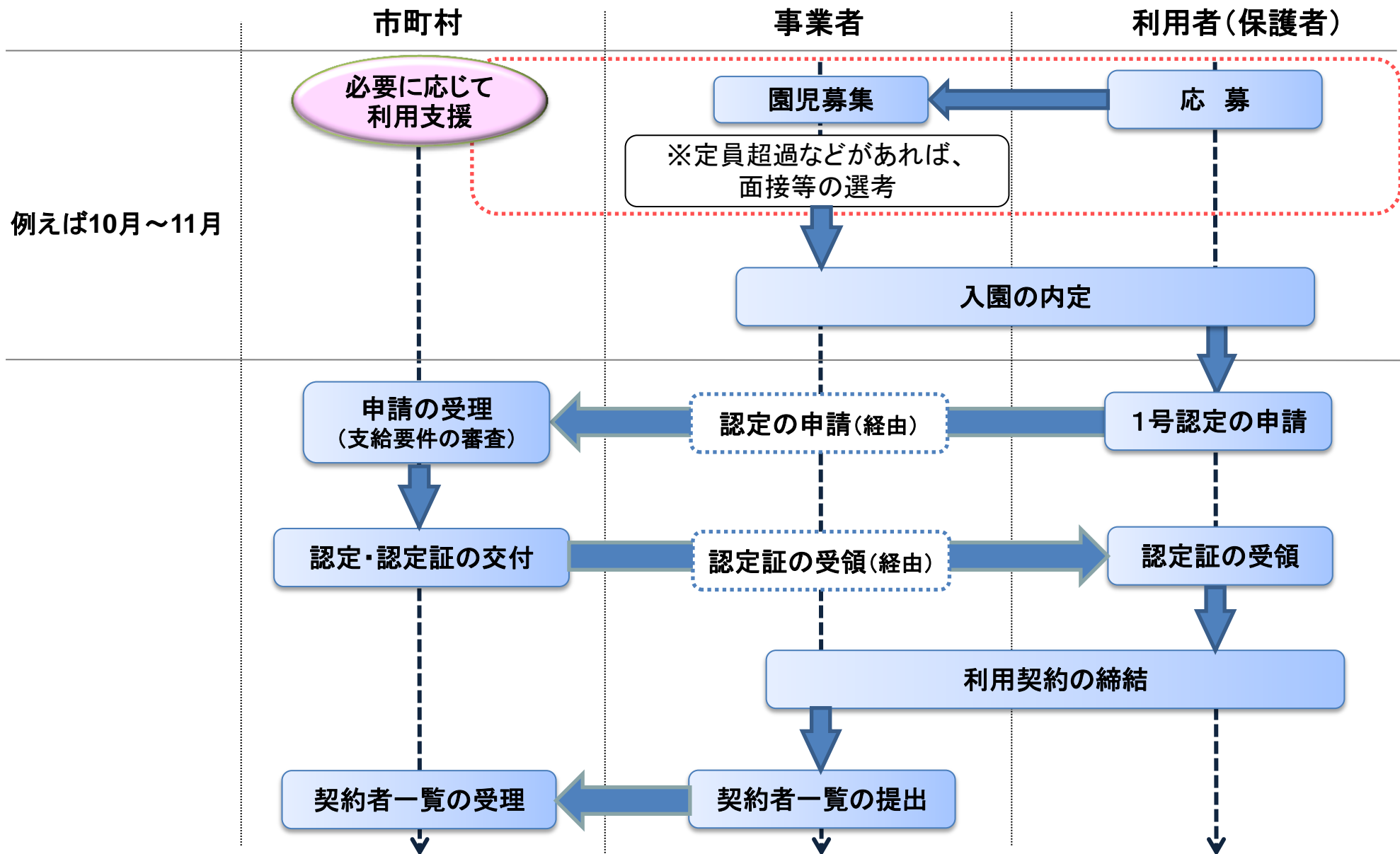
〔その他〕

- 支給認定証の様式、申請方法についても、検討が必要。
- その際、支給認定に当たって決定される利用者負担額(=保護者の所得)、優先利用(ひとり親家庭、障害の有無など)など、施設・事業者が知り得る情報※の取扱いについて検討が必要。
 - ※ 上記の情報の取り扱いについては、施設の運営基準とも関連。
- 支給認定に当たって、事由に該当しないと判断する場合、理由の明示が必要。(子ども・子育て支援法第20条第5項)。

(参考) 現行の私立幼稚園利用・幼稚園就園奨励費支給の事務フロー(イメージ)



新制度における1号認定子どもの簡素な利用手続(イメージ)



3. 利用調整に係る論点について

(1) 現状等

- 保護者の申請を受けた市町村は、保護者の希望等を踏まえ、優先度・調整指数を勘案し、入所を決定することが一般的である。
- 新制度では、当分の間、すべての市町村は、保育の必要性の認定を受けた子どもが認定こども園、保育所、家庭的保育事業等を利用するに当たり、利用調整を行った上で、各施設・事業に対して利用の要請を行うこととされている。

(2) 論点

- 利用調整については、上記2の3の「優先利用」の取扱いとも連動した具体的なフローの検討が必要。
※教育標準時間認定の子どもについては、定員を超える利用の申込みがあった場合等は設置者の定める方法により選考。
- 利用調整における事務フロー（必要性の認定申請、利用申込み→調整→契約）について精査し、特に、保育標準時間・保育短時間間における調整、市町村域をまたぐ利用となる広域調整、年度途中の利用調整の取扱いについて検討が必要。
- 保育所と保育所以外の認定こども園、小規模保育とでは、事業の位置付け・契約形態が異なることから、施設間の振り分けについて客観性、透明性の確保が必要。
※その前提として、各施設・事業の情報が統一的に公表されていることが必要。
- 新制度の給付の対象にならない認可外保育施設（特に地方単独補助による認可外保育施設）の取扱いについて、どのように考えるか。

3) 確認制度について

1. 確認制度について

1. 概要

(1) 子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

- 子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とする。
- 具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定、2号認定、3号認定ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費(委託費)を支払う。

(2) 確認制度における運営基準について

- 教育・保育施設、地域型保育事業は、
 - ① 学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすこと
 - ② 子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準(運営基準)を満たすことが求められる。
- このうち、運営基準については、国が定める基準(内閣府令)を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。
- 国が定める基準については、
 - ア 「利用定員」、「施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」については、「従うべき基準」とする。
 - イ それ以外の事項については、「参酌すべき基準」とする。

(3) 確認制度における業務管理体制と情報公表について

- (2)に加えて、施設・事業に対しては、子ども・子育て支援法において、
 - ①業務管理体制の整備(55条等)
 - ②教育・保育に関する情報の報告及び公表(58条)が求められている。

2. 検討が必要な事項の整理

- 以上を踏まえ、新制度の施行に向けて、確認制度については、
 - ①施設・事業の利用定員の考え方・ルール(⇒2. 利用定員について P31～)
 - ②教育・保育施設、地域型保育事業に関する運営基準
(⇒3. 運営基準について P39～)
 - ③業務管理体制・情報公表に関するルール(⇒4. 業務管理体制について P44～)
(⇒5. 情報公表について P47～)

を定めていく必要がある。

2. 利用定員について

(論点1) 利用定員の設定方法

- ・(論点1-1) 最低数との関係
- ・(論点1-2) 子どもの年齢との関係
- ・(論点1-3) 保育標準時間・保育短時間区分との関係

(論点2) 定員割れの場合の取扱い

(論点3) 定員超過の場合の取扱い(定員弾力化等)

(論点4) 保護者の就労状況の変化に対応した1号定員と2号定員の取扱い

※下線部分－自治体におけるシステム構築のため、早期に方向性を固める必要

1. 概要

- 確認に当たっては、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、1号認定、2号認定、3号認定の区分ごとに利用定員を定めることとなる。(利用定員を定めることが可能な認定区分については次ページの通り)
 - ※教育・保育施設:認定こども園、幼稚園、保育所
 - ※地域型保育事業:小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
- 新制度の施行の際に存在する認定こども園、幼稚園、保育所は、施設型給付を受ける確認があったものとみなされる(「みなし確認」。施行日前日までに別段の申し出をしたときを除く。)が、これらの施設に対しても、1号、2号、3号の認定区分に応じた利用定員を設定する必要がある。
 - ※その事務手続等については、追ってお示しする予定。
- 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、認可定員の範囲内で利用定員を設定することとなる。
- その際、利用定員の設定方法について、
 - ①施設における利用定員の最低数との関係
 - ②子どもの年齢区分との関係
 - ③保育標準時間・保育短時間区分との関係について、整理が必要。

各施設・事業において設定可能な利用定員と認定区分との関係

	満3歳以上		満3歳未満
	①1号認定 (19条1項1号)	②2号認定 (19条1項2号)	③3号認定 (19条1項3号)
特定教育・保育施設(施設型給付)			
幼保連携型認定こども園	○(※1)	○	○(※1)
幼稚園型認定こども園	○	○	○(※1)
保育所型認定こども園	○	○	○(※1)
地方裁量型認定こども園	○	○	○(※1)
保育所	(※3)	○(※2)	○(※2)
幼稚園	○	(※3)	
特定地域型保育事業者(地域型保育給付)			
小規模保育	(※3)	(※3)	○
家庭的保育	(※3)	(※3)	○
居宅訪問型保育	(※3)	(※3)	○
事業所内保育	(※3)	(※3)	○(従業員枠・地域枠)

※1 定員を設定しないことも可能。 ※2 ②③いずれかのみを設定も可能。 ※3 特例給付による利用形態あり。

(論点1) 利用定員の設定方法

(論点1-1) 最低数との関係

【保育関係】

〔現行〕

- ・ 現行の保育所は第2種社会福祉事業として位置付けられていることから、最低定員は20人以上とされている。
- ・ その際、認可に当たっては、通知により原則60人以上とした上で、定員20人以上の小規模保育所の設置を認めている。

〔新制度〕

- ・ 改正後の児童福祉法では、改めて保育所の最低定員を20人以上として明確に規定している。
- ・ また、新たに地域型保育給付の対象として位置付けられている小規模保育事業については、児童福祉法において、6人以上19人以下として保育所と線引きしており、更に規模が小さい家庭的保育事業は5人を上限としている。
- ・ 居宅訪問型保育事業については、事業の性質上、1:1が基本となり、事業所内保育事業については、特段、定員に関する上限を設けていない。

【幼稚園関係】

- ・ 幼稚園に関しては、現在、最低利用定員の規制がなく、新制度においても同様である。現在、認可定員が20人未満の幼稚園が全国で18園存在している。また、実員が20人未満の幼稚園が全国で8%(約1,000園程度)存在している。

【認定こども園関係】

〔現行〕

- ・ 現行の幼保連携型認定こども園は、幼稚園・保育所の認可を前提としているが、全体の定員が60人以上であれば、保育所部分の定員は10人以上で可としている(社会福祉法の特例)。
- ・ それ以外の認定こども園については、幼稚園型認定こども園は幼稚園、保育所型認定こども園は保育所の認可を前提としており、地方裁量型認定こども園は認可外保育施設として取り扱われる。

〔新制度〕

- ・ 新制度における 新幼保連携型認定こども園については、保育所と同様、第2種社会福祉事業として位置付けられていることから、最低定員は20人以上とされている。
- ・ それ以外の類型は、現行と同様、それぞれの施設類型に基づく取扱いについて変更はない。

○ 上記の制度を前提として、確認制度上の利用定員を設定する際には、施設型給付の対象となる施設類型に応じ、以下のような案をベースに最低数の考え方を整理していただく。

※ 地域型保育事業が別途存在するため、施設型給付の対象となる施設のうち、少なくとも保育の必要な子どもを受け入れる施設については、定員20人以上と整理する方が制度全体として整合的。

※ 幼稚園型、保育所型、地方裁量型の認定こども園の認可外部分については認可定員の概念がないため、施設型給付の対象にするに当たり、確認制度上、利用定員を設定することが必要。

【対応方針】

→施設型給付・委託費の対象施設については、地域型保育事業との区分を踏まえ、以下を基本とする。

※既存の幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園については、施設全体で20人未満のものはない。

※地域型保育事業の利用定員の最低数については、認可基準と併せて今後検討。

施設型給付の対象施設のうち、保育所と認定こども園の利用定員は、20人以上とする。幼稚園については、最低利用定員を設けない。(幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園は、施設全体では利用定員20人以上に設定する。)

(論点1-2)子どもの年齢との関係

【現行制度】

- 幼稚園は、年度途中の入園も可能であるが、受け入れ対象児童を満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とした上で、学年制をとっている。
- 保育所は、随時入所決定するが、幼稚園と同様に4月入所が多く、年齢別のクラス編成を行っている施設もある。複数の年齢の子を合同で保育している施設もみられる。

【対応方針】

- ①年度途中の入れ替わりにも柔軟に対応できるようにする必要があること
- ②計画の「量の見込み」等の区分との整合性を確保する必要があることを踏まえ以下のとおりとする。

→	}	1号	3-5歳	
		2号	3-5歳	
		3号	0歳	／ 1・2歳

※地域の実情等に応じてさらに細かい区分で設定することも可能。

※年齢別の受入れ数について、利用者への情報提供に努めることとしてはどうか。（運営基準の中で更に検討。）

※ただし、柔軟な対応を可能とするため、一定の範囲内で一時的な定員超過を認めることとしてはどうか。

（論点1-3）保育標準時間・保育短時間区分との関係

【論点】

- 保育の必要性の認定を受ける子どもに関しては、保育標準時間・保育短時間の区分を設けるが、利用者に対し各施設が有する受入枠を明確にすることとの関係において、定員設定について検討が必要。
- 保育短時間区分を設けるのは、パートタイム就労の子どもも保育の利用をやすくすることで、その保育ニーズにも応えていく趣旨。

【対応方針】

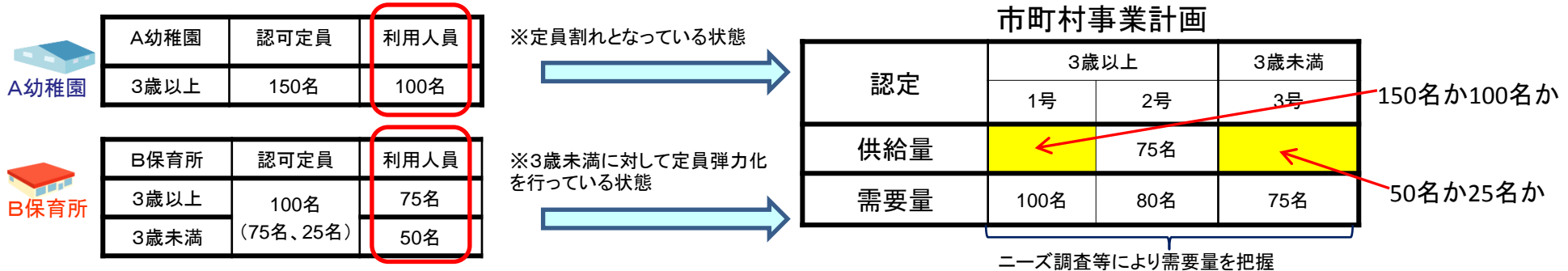
- 保育標準時間、保育短時間は、働き方の状況によって年度途中でも変動が生じるため、柔軟な対応が可能となり、また自治体の事業計画とも整合性が図られるよう「保育標準時間・保育短時間の区分をしないで利用定員を設定する」を基本とする。

その上で、地域の実情等に応じて市町村の判断又は事業者の申請により区分することも可能とする。

2. 定員割れ、弾力化等の取扱い

- 上記1の通り、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、認可定員の範囲内で利用定員を設定する。その際には、認可権者であり需給調整を行う都道府県知事と協議する。
 - ※ 具体的な利用定員の設定に当たっては、地方版子ども・子育て会議等の意見聴取において、その考え方について諮るなど、確認の透明性・客観性の確保が必要。
- 都道府県は、保育所の認可等を行う際には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に基づき、認可等の可否(需給調整の必要性の有無)を判断する。その際には、確認権者であり給付を行う市町村長と協議する。
- このような仕組みを通じ、認可制度と確認制度の間で整合が図られるようになっており、認可制度上の認可定員と確認制度上の利用定員は、一致するのが基本である。
- しかし、「認可定員 \geq 利用定員」の範囲で、異なる定員数になる場合も想定され得る。例えば、実際の利用児童数が認可定員を下回ったり(定員割れ)、逆に認可定員を上回ったり(定員超過)している場合がみられ、そのような場合に、確認制度上の利用定員をどのように取り扱うのが適切か、検討が必要である。

(イメージ)



(論点2) 定員割れの場合の取扱い

<認可定員に対して実利用人員が過少である場合の利用定員の取扱い>

【対応方針(案)】

○ 市町村が設定する確認制度上の利用定員数は、認可定員数の変更をせずとも、実際の施設の利用状況を反映したものとす。

※ 事業計画では、確認制度上の利用定員(この場合、実際の利用定員数)を記載することから、認可定員数と利用定員数の差分は、市町村事業計画の中で供給量としてはカウントしないこととなる。

(論点3) 定員超過の場合の取扱い(定員弾力化等)

<認可定員に対して実利用人員が過大である場合の利用定員の取扱い>

【対応方針(案)】

○ 幼稚園、保育所、認定こども園等の利用定員は、認可定員の範囲内で設定することを基本とする。

○ その上で、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用定員(認可定員)を上回る受入れについては、他制度における取扱いを参考としつつ、保育制度の特性や定員弾力化措置が待機児童対応に果たしてきた役割を踏まえ、基準検討部会における公定価格等の議論と併せて検討する。

(論点4) 保護者の就労状況の変化に対応した1号の利用定員と2号の利用定員の取扱い

(1) 論点

○ 保護者の就労状況が変化した場合、支給認定の区分は変更することとなるが、子どもが通う施設の変更はできる限り避けるべきである。このため、認定こども園等における弾力的な対応について検討する必要がある。

3. 運営基準について

1. 運営基準の概要について

(1) 概要

- 上記1において記載されているとおり、給付費(委託費)の対象となる教育・保育施設、地域型保育事業の運営に関する基準については、その対象とすべき事項に関する検討が必要となる。
- 加えて、国基準のうち、
 - ・「小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」事項は「従うべき基準」
 - ・「それ以外の事項」については「参酌すべき基準」となることから、この分類に関する検討も併せて必要。
- 併せて、認可基準において定めている事項又は定めるべき事項との関係についても留意が必要。
 - ※ 介護保険制度における特別養護老人ホーム等についても、認可基準と指定基準において重複している項目、指定基準のみにおいて定められている項目等が存在。

2. 運営基準の主な検討項目等について

(1) 運営基準に規定することを検討する事項について

○ 運営基準に規定する内容については、例えば、以下のような事項が考えられる。

分類	主な検討事項（案）
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none">・内容・手続きの説明、同意、契約・応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考・支給認定証の確認、支給認定申請の援助
教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none">・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供・子どもの心身の状況の把握・子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)・連携施設との連携(地域型保育事業のみ)・利用者負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む)・利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止)・特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)
管理・運営等に関する基準	<ul style="list-style-type: none">・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示・秘密保持、個人情報保護・非常災害対策、衛生管理・事故防止及び事故発生時の対応・評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価)・苦情処理・会計処理(会計処理基準、区分経理、用途制限等)・記録の整備
撤退時の基準	<ul style="list-style-type: none">・確認の辞退・定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)

(2) 主な検討項目・論点

① 利用開始に伴う基準

i) 提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約

○ 事前説明を要する重要事項の範囲、内容、方法(文書交付など)、契約様式に関する考え方など、実務面における対応について検討が必要

※ 介護保険等では、契約に関しては社会福祉法に基づき書面による契約が求められている。

※ 保育の利用に係る契約においては、通常保育の利用日・利用時間帯の明示等が必要

ii) 応諾義務

○ 利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないとされているが、「正当な理由」の範囲、内容(滞納、保護者とのトラブルなど)について、どう考えるか。

※ 応諾義務と関連して、児童福祉法に基づく措置制度の運用方法についても検討が必要

iii) 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考

○ 定員を上回る利用の申込みがあった場合については、国が定める選考基準に基づき選考を行うこととなるが、選考方法について、あらかじめ明示しておくことを求める。

iv) 支給認定証の確認、支給認定申請の援助

② 教育・保育の提供に伴う基準

i) 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供

ii) 子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)

iii) 連携施設との連携(地域型保育事業のみ)

※ 詳細については、地域型保育事業の認可基準と並行して検討。

iv) 上乗せ徴収等の取扱い

○ 施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領するものとするを求め、その上で、それ以外に実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる旨を定めることを基本とするか。

- 実費徴収に限度を設けるかどうか。
 - ※ 実費徴収に係る補足給付を行う事業との整合性が必要。
- 実費徴収、実費以外の上乗せ徴収を行う場合、あらかじめ額や理由を明示することを求める。
 - ※ 公立施設・社会福祉法人立施設による上乗せ徴収の取扱いについても検討が必要。
- v) 特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)
 - ※ 特例施設型給付の取扱いと合わせて検討が必要。

③管理・運営等に関する基準

i) 運営規程の策定

- 運営規程において定めるべき重要事項(例:施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等)について、どういったものを求めていくか。

【検討の視点】

- ・施設法(学則、運営の方法)との関係に留意しつつ、介護保険制度等を参考にしながら、運営規程において定めるべき事項を検討していくこととするか(情報公表とも関連)。

<参考・運営規程と学則>

運営規程	学則
指定介護老人福祉施設設備運営基準23条	学校教育法施行規則4条
①施設の目的及び運営の方針	①修業年限、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項
②従業者の職種、員数及び職務の内容	②部科及び課程の組織に関する事項
③入所定員	③教育課程及び授業日時数に関する事項
④入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額	④学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
⑤施設の利用に当たっての留意事項	⑤収容定員及び職員組織に関する事項
⑥非常災害対策	⑥入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
⑦その他施設の運営に関する重要事項	⑦授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項
	⑧賞罰に関する事項
	⑨寄宿舎に関する事項

ii) 個人情報管理(秘密保持)

- 支給認定に当たって決定される利用者負担額(=保護者の所得)、優先利用(ひとり親家庭、障害の有無など)など、施設・事業者が知り得る情報※であって、個人のプライバシーに関わる情報に関する配慮について検討が必要。

※支給認定証の記載事項については、保育の必要性の認定と並行して検討

iii) 事故発生の防止、発生時の対応

- 事故発生時の事故内容、対応についての報告、記録、賠償等について、どう考えるか。

iv) 評価

- 教育・保育の質に関する①自己評価、②学校関係者(保護者)評価、③第三者評価のあり方等について、検討が必要。

※ 認定こども園法、学校教育法、社会福祉法といった施設法・事業法との関係に留意

※ その際、特に第三者評価の受審に当たって必要となる費用に関するコスト評価については、給付との関係に留意が必要。

v) 苦情処理

【検討の視点】

- ・入所者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じることとするか。

vi) 会計の区分

- 会計処理方法について、ア)法人種別ごとの会計処理、イ)区分経理、ウ)用途制限等の取扱いについて、検討が必要。

④ 撤退時のルール

- 給付の対象施設・事業であることの辞退(確認の辞退)や利用定員の減少については、3ヶ月以上の予告期間を設けることとされている。その際、施設設置者・事業者は、現に利用している子ども・保護者に対して、継続して教育・保育が提供されるよう他の施設との連絡調整その他の便宜の提供をおこなわなければならないとされているが、この取扱いについて、どう考えるか。

4. 業務管理体制について

(1) 概要

- 子ども・子育て支援法では、給付(委託費)の適正な実施を担保していくため、確認を受けた教育・保育施設の設置者、地域型保育事業の事業者に対して、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備した上で、届出を求めることとしている(子ども・子育て支援法55条)。

※介護保険制度、障害者自立支援制度と同様

- また、届出に当たっては、以下の区分に応じた届出が求められている。
 - ・確認に係る施設・事業が1つの市町村に所在する場合:市町村
 - ・確認に係る施設・事業が2つ以上の都道府県に所在する場合:内閣総理大臣(国)
 - ・それ以外の場合:都道府県

(2) 主な検討項目

- 業務管理体制の整備に当たって、設置者、事業者の規模と当該規模に応じて求める整備の内容をどの程度のものとするのか、検討が必要。

【参考】介護保険制度における運用

法令遵守責任者の選任

事業所数 20未満

法令遵守規程の整備

法令遵守責任者の選任

事業所数 20以上100未満

法令遵守に係る監査

法令遵守規程の整備

法令遵守責任者の選任

事業所数 100以上

- また、上記(1)の整理に従って、国・都道府県に対して届出を行った場合、確認の実施主体である市町村に対して、併せて同様の届出を求めることについて、検討が必要。

【対応方針(案)】

○設置者・事業者の規模と当該規模に応じて求める整備及び届出の内容については、介護保険制度、障害児・障害者支援施策と同様としてはどうか。

<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">法令遵守責任者の選任</div> 事業所数 20未満	<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">法令遵守規程の整備 法令遵守責任者の選任</div> 事業所数 20以上100未満	<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">法令遵守に係る監査 法令遵守規程の整備 法令遵守責任者の選任</div> 事業所数 100以上
--	---	---

※「事業所数」は、確認を受けている施設又は事業所の数。

同一事業所であっても、異なる事業を行っている場合(小規模保育事業と家庭的保育事業等)は、異なる事業所としてカウント

○届け出の内容は、全ての事業者に求める共通事項と、施設・事業者の規模に応じて求める事項について、それぞれ以下を求めることとしてはどうか。

	届出事項	対象設置者・事業者
共通事項	設置者・事業者に関する情報 ・法人の名称又は氏名、所在地 ・代表者の氏名等	全ての設置者・事業者
	法令遵守責任者の氏名等	全ての設置者・事業者
規模に応じた事項	法令遵守規程の概要	事業所等数20以上の設置者・事業者
	法令遵守に係る監査の方法の概要	事業所等数100以上の設置者・事業者

(参考)介護保険制度の例

- ・法令遵守規程 : 法の順守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したもの(事業者の実態に即したもの)
- ・法令順守に係る監査(業務執行の状況の監査)の方法 : 監査(内部監査又は外部監査)の担当者、監査の実施方法等

○業務管理体制の届け出を受けた都道府県、内閣総理大臣(国)は、教育・保育施設、地域型保育事業の確認を行う市町村と密接に連携し、必要に応じて必要な情報を共有することを基本としてはどうか。

※内閣総理大臣又は都道府県知事が指導監督を行うときは、確認主体である市町村長と密接な連携の下に行う。(子ども・子育て支援法第56条第2項)

市町村長は、確認を行った施設・事業者について、内閣総理大臣又は都道府県知事に対して指導監督を行うよう求めることができる。(子ども・子育て支援法第56条第3項)

5. 情報公表について

(1) 概要

- 子ども・子育て支援法では、施設・事業の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくため、教育・保育施設の設置者、地域型保育事業の事業者に対して、確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとする際などに、当該施設・事業において提供する教育・保育に係る情報を都道府県知事に報告することを求めている(子ども・子育て支援法第58条第1項)。
- 都道府県知事は、上記の報告を受けた後、その報告の内容を公表しなければならないこととされている(同法第58条第2項)。

(2) 情報公表の項目

- 「子ども・子育て新システムに関する基本制度」では、以下の項目について情報開示を行うこととされている。

ア 学校教育・保育の理念など、施設の運営方針

イ 学校教育・保育の内容及びその特徴

ウ 一人の職員が担当する子どもの数

エ 職員の保有免許・資格、常勤・非常勤の別や経験年数・勤続年数

オ 定員以上に応募がある場合の選考基準

カ 上乗せ徴収(実費徴収を除く)の有無

キ カで「有」の場合、その理由及び上乗せ徴収額 等

※ 学校教育・保育の質に直接関わる職員の常勤・非常勤の別、経験年数等については、公定価格への反映を検討する。

【対応方針】

→ 現行の幼稚園、保育所、認定こども園の情報公表の仕組みやこれまでの議論を踏まえ、情報公表の具体的項目としては、以下のような内容とする。

- * 運営基準のあり方に関する検討(基準検討部会)を踏まえ、教育・保育施設、地域型保育事業の類型に応じて、更に検討。

1. 基本情報

(法人)

- ・名称、所在地等連絡先
- ・設立年月日
- ・代表者の氏名等
- ・同一都道府県で運営する教育・保育施設等

(施設)

- ・教育・保育施設の種類(認定こども園(4類型)、幼稚園、保育所)、地域型保育事業の種類(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)
- ・名称(※1)
- ・施設長の氏名等
- ・施設設備の状況(居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況)
- ・職員の状況(職種ごとの職員数、免許の有無／専従兼務／常勤・非常勤／直接雇用(有期・無期)・派遣別、勤続年数・経験年数等)
- ・職員1人当たり子ども数
- ・開所時間等
- ・所在地等連絡先
- ・認可・認定・確認年月日
- ・事業所番号
- ・連携施設の状況(地域型のみ)
- ・過去3年間の退職職員数
- ・障害児対応
- ・利用定員、学級数、在籍子ども数

※1 認定こども園の場合は、その名称および構成する施設(幼稚園、保育所)の名称

称

2. 運営情報

- ・施設の運営方針
- ・利用手続
- ・利用料等に関する事項(実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む)
- ・障害児保育・特別支援教育、一時預かり、子育て支援、保護者会等の実施状況
- ・給食の実施状況(アレルギー対応を含む)
- ・秘密保持のための措置
- ・子ども・子育て支援法第39条第3項・第5項、第51条第2項・第4項、第57条第2項、第4項の規定により公表
- ・その他都道府県が必要と認めた事項
- ・教育・保育の内容・特徴
- ・利用者に対する事前説明等の状況
- ・選考基準
- ・事故発生時の対応
- ・相談、苦情等の対応のための取組の状況
- ・自己評価等の結果
- ・公示された旨

論点1 「市町村に報告された重大な事故の記録」を情報公表の項目とするか

→重大な事故の記録については、都道府県による情報公表制度ではなく、新たな事故発生の未然防止の観点から、運営基準の議論の中で、市町村への報告義務との関係を含めて更に検討。

論点2 「前年度の施設会計」を情報公表の項目とするか

【対応方針(案)】

○都道府県による情報公表制度ではなく、事業主体ごとに公表することについて、運営基準の中で引き続き検討することとし、外部監査結果の取扱いを含め、情報公表の在り方についても、この中で合わせて検討。

(3) 公表の方法(情報の更新頻度、報告・公表方法等)

【対応方針(案)】

→情報公表制度の趣旨に照らせば、利用者にとって活用しやすいものとなるよう、インターネット等の活用を図ることとする。

→一方で、自治体や事業者にとって過度な負担とならないような配慮も必要。情報公表は確認制度の一環として行われるものであり、確認時に市町村が把握する情報との整合性を図るとともに、認可・確認事務に係る電子情報システムの適切な活用(=事業者が自ら公表すべき項目との役割分担)を図ることが考えられる。

→公表項目の性質に応じて、事業開始(=確認)時に公表するもの、事業開始後定期的に更新するもの、が考えられる。

→更新頻度等については、情報の流動性、事業者等の事務負担、他制度の例等を踏まえて、実務的に更に検討。

4) 新たな幼保連携型認定こども園の 認可基準について

I. 基本的な考え方

- 学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としての幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とする。
- 新たな幼保連携型認定こども園の質を確保し向上させる観点から、現行の幼保連携型認定こども園に適用されている基準を基礎とした上で、以下の方針で基準を策定する。(既存施設からの移行の特例については、Ⅲ. を参照)

(具体的な方針)

- 幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は高い水準を引き継ぐ。
- 幼稚園と保育所のいずれかのみ適用がある事項は、学校かつ児童福祉施設としての性格に鑑み、両者の実務に支障のない形で引き継ぐ。
- 認定こども園に特有の事項で幼稚園・保育所の基準に定めがない事項は、現行の認定こども園の基準を参考としつつ、基準として追加すべき内容を整理する。

- 改正認定こども園法における整理に従い、以下の事項を「従うべき」基準、それ以外の事項を「参酌」基準と整理する。

(「従うべき」基準)

- 学級の編制、配置すべき園長・保育教諭・その他の職員、その員数
- 保育室の床面積その他設備に関する事項であって、子どもの健全な発達に密接に関連するもの
- 運営に関する事項であって、子どもの適切な処遇の確保、秘密の保持、子どもの健全な発達に密接に関連するもの

- なお、職員配置等に関しては、給付等の公定価格や財源の確保との関連が強い事柄であり、公定価格の議論において整理する。

※ 本資料で整理される各個別論点の内容については、法制的な整理の結果、「設備及び運営に関する基準」ではなく、「認定こども園法施行規則」等に定めるものがあり得る。

1. 学級編制・職員

① 学級編制

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級を編制することが前提。 ○ 学年の初日前日に同年齢の幼児での編制が原則(異年齢児での編制も可)。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規定なし
認定こども園 (現行)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 満3歳以上の短時間利用児・長時間利用児の共通の4時間程度の共通利用時間は学級を編制しなければならない。 ※ 認定こども園を異なる施設が構成する場合においても、一体的に合同保育を行うことができる。

【対応方針案】

- 保育認定の有無にかかわらず、満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間は学級を編制する。
(上記以外は、学級編制を求めない。)
- 保育認定を受けない1号子ども(注)保育認定を受ける2号子どもも、一体的に学級編制することを基本とする。
- 学級編制は、年度の初日前日に同年齢の幼児での編制を原則とする。ただし、地域の実情等によって、異年齢児での学級編制をすることができる弾力的な取扱いを認める。
- 学年途中で満3歳に達した子ども(3号子どもから2号子どもへの職権による変更)の取扱いについては、各園において子どもの状況等を踏まえ、弾力的な取扱いを認める。

(想定される対応例)

- ① 年度中は3歳未満児クラスに残る
- ② 3歳児学級(年少)へ移る
- ③ 3歳児学級(年少)とは別に、満3歳児学級を設ける 等

※ 年齢に応じた給付に対する考え方(年度の初日の前日の満年齢による算定にするかどうか等)については、公定価格の議論において検討する。

(注)本資料上においては、子ども・子育て支援法第19条第1項に基づく認定区分について、以下の略称を用いている。

- 1号子ども:子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する場合
- 2号子ども:子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当する場合
- 3号子ども:子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当する場合

② 職員配置基準(学級編制基準)

【対応方針案】

- 満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様に職員配置基準を設定する。
- 満3歳以上の子どもの学級には、職員配置基準上の職員等により、専任の保育教諭等を1人置かなければならないこととする。
- 1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。

※ 具体的な職員配置基準(教育課程に係る教育時間の職員配置や常時2人以上の配置を含む)については、指導計画の作成・教材開発・園内研修・子育て支援活動などの時間の確保、職員配置の改善分について考慮しながら、公定価格の議論において検討する。

③ 園長等の資格

【対応方針案】

- 園長は、原則として、教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者とする。
 - ・ 教育職又は児童福祉事業の内容は、基本的に現行の取扱いを踏襲する。
 - ・ 「5年以上」の経験は、教育職及び児童福祉事業の経験を合算することも可とする。
- また、上記と「同等の資質」を有する者についても認めることとする。
- 「同等の資質」の内容は、人格が高潔で、教育・保育に関する熱意と高い識見や職員に対して必要な指導及び助言等をする能力を有する者であって、「教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者」と同等と認められるものとして、設置者(公立は首長等、私立は法人の長等)が認めた場合とする。

※ 運用上、「同等の資質」を有することを設置者が判断する際の指針となる具体的な考え方(例:園長研修の受講等)を示す。

※ 施行から5年後を目処に、幼保連携型認定こども園の園長の免許・資格の保有状況や研修の実施・受講状況やその内容の検証を踏まえ、「同等の資質」を有する者の取扱いについて、見直しを検討する。

- これらの扱いは、副園長・教頭についても準用する。

④ その他の職員の配置(認定こども園法で規定されている事項以外)

【対応方針案】

- 副園長や教頭は、いずれかを置くよう努めることとする。
- 主幹保育教諭、養護(助)教諭、事務職員は置くように努めることとする。
- 調理員は必置とする。ただし、調理業務の全部を外部委託又は外部搬入する場合は調理員の配置は不要とする。

⑤ 短時間勤務(非常勤)の職員の扱い

幼稚園	○ 教諭等の職は常勤が前提。ただし、講師は常時勤務に服さないことができる。 (他の学校種と共通)
保育所	○ 保育士は常勤であることが原則であり望ましい。ただし、入所者の処遇を低下させず、各組・グループにつき常勤保育士が1人(0歳児を含む場合は2人)以上配置され、短時間勤務(非常勤)の保育士を充てる場合の勤務時間数が常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数以上となることが確保される場合には、短時間勤務(非常勤)の保育士を必要数に充てることが可能。
認定こども園 (現行)	○ 規定なし

【対応方針案】

- 保育教諭等は常勤とすることとし、講師については常時勤務に服さないこと(短時間勤務)ができることとする。
- ※ 短時間勤務の配置基準上の扱い(常勤換算方法)は、現行の保育所における取扱いをもとに、公定価格の議論において検討。

2. 設備

① 建物及び附属設備の一体的設置

幼稚園	○ 規定なし(一体的設置を想定)
保育所	○ 規定なし(一体的設置を想定)
認定こども園 (現行)	○ 幼保連携型認定こども園、幼稚園型(連携施設タイプ)は、建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることが望ましい。 ○ 建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内にない場合は、 ①教育・保育の適切な提供、②移動時の安全の確保、の要件を満たす必要がある。

【対応方針案】

- 新たな幼保連携型認定こども園は「単一の施設(1つの認可)」となるため、建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること(公道を挟む程度を含む)を前提とする。

② 保育室等の設置(認定こども園法で規定されている事項以外)

幼稚園	○ 職員室、保育室、遊戯室、保健室(※1)、便所は必置。 ○ ただし、特別な事情があるときは、保育室と遊戯室、職員室と保健室の兼用可。 ○ 保育室の数は、学級数を下回ってはならない。
保育所	○ 満2歳未満の乳幼児を入所させる場合、乳児室又はほふく室は必置(※2)。医務室、便所は原則設置。 ○ 満2歳以上の幼児を入所させる場合、保育室又は遊戯室は必置。便所は原則設置。
認定こども園 (現行)	○ 保育室又は遊戯室は必置。満2歳未満の子どもを入所させる場合は、乳児室又はほふく室は必置。

※1 幼保連携型認定こども園では、学校保健安全法が準用されるため、保健室が必置となる。したがって、現在保育所に必置の「医務室」は「保健室」として整理。

※2 ほふくしない子どもに対しては「乳児室」を、ほふくをする子どもに対しては「ほふく室」を設けなければならない取扱いとなっている。

(参考: 現行制度と対応方針案との比較)

	職員室	保健室 (医務室)	保育室	遊戯室	乳児室	ほふく室	便所
幼稚園	○必置	兼 ○必置	○必置	兼 ○必置	—	—	○必置
保育所	—	(2歳未満) ○必置	(2歳以上) ○必置	又は (2歳以上) ○必置	(2歳未満) ○必置	又は (2歳未満) ○必置	○必置
新たな 幼保連携型 (案)	○必置	兼 ○必置	(2歳以上) ○必置	兼 (2歳以上) ○必置	(2歳未満) ○必置	又は (2歳未満) ○必置	○必置

【対応方針案】

幼稚園・保育所それぞれにおいて求められている保育室等については、全て設置を求めることとする。

(具体的な内容)

- 満2歳以上の子どもを受け入れる場合は、保育室、遊戯室をそれぞれ必置。ただし、特別な事情がある場合(例: 遊戯室において、複数の学級が同時に活動すること等を妨げない場合等)は、保育室と遊戯室の兼用も可。
- 満3歳以上の子どもに係る保育室の数は、学級数を下ってはならない。
- 満2歳未満の子どもを受け入れる場合は、乳児室又はほふく室を必置。
- 受け入れる子どもの年齢にかかわらず、職員室、便所は必置。
- 特別な事情がある場合(例: 養護教諭が置かれていない場合等、体調不良の子ども等の管理上、職員室と兼ねている方が望ましい場合等)は、職員室と保健室の兼用も可。

③ 園舎の階数、保育室等の設置階

【対応方針案】

- 園舎の階数については、2階建以下が原則。特別な事情がある場合(例:地形の特殊性、土地利用の現況、その他地域の実情等を考慮する必要がある場合)は、3階建以上も可。
 - 保育室等の設置階については、
 - ・ 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、1階に設置することを原則とし、園舎が耐火建築物で保育所で求められている待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等)を備える場合は、2階に設置可。
 - ・ 満3歳未満の子どもに係る乳児室、ほふく室、保育室、便所については、園舎が耐火建築物で保育所で求められている待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等※)を備える場合は、3階以上に設置可。(満3歳以上の子どもの保育室等については、3階以上の設置は不可。)
- ※ 建築基準関係法令の上乗せ規制(保育室等が4階以上の場合の屋外階段の設置)については、保育所における上乗せ規制の見直しと合わせて検討が必要。

④ 園舎・保育室等の面積

【対応方針案】

園舎面積、保育室等の面積については、いずれも満たすことを求める。

- 園舎の面積(満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く)は、幼稚園基準を満たすこと。
- 各居室(乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室)の面積は、保育所基準を満たすこと。

⑤-1 運動場等の設置・面積

【対応方針案】

- 園庭(運動場、屋外遊戯場)は必置とする。
- 園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とすることを原則とする。
- 面積は、以下の面積を合計した面積以上とする。
 - ・ 満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積
 - ・ 満2歳の子どもについて、保育所基準による面積

⑤-2 運動場等の設置・面積(代替地の取扱い)

【対応方針案】

教育的観点(子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現等)を重視し、必要な面積は、同一敷地内又は隣接する位置で確保することを原則とし、代替地の面積算入は不可とする。

※ 実際の公園等の利用を妨げるものではない。

⑤-3 運動場等の設置・面積(屋上の取扱い)

【対応方針案】

教育的観点(子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現等)を重視し、必要な面積は、同一敷地内又は隣接する位置で確保することを原則とし、屋上の面積算入は不可とする。

※実際の屋上の利用を妨げるものではない。

⑤-4 運動場等の設置・面積(名称)

【対応方針案】

認可基準上の運動場・屋外遊戯場の名称は、必要な設備として求められる本来の役割(運動による身体の発達を目的とすることに加え、環境を通じた教育・保育を実現するための場として、幼児が自然と触れ合う体験などを通じて主体的に様々な遊びを幼児自身によって試し創造するなど、自らの意志で日常的に活動できる場所であること等)を考慮し、よりふさわしいものとして「園庭」とする。

⑥ 調理室等の設置 (「3. 運営 ③食事の提供」とあわせて後述)

⑦ その他の設備

【対応方針案】

- 飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置とする。
- 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児洗淨用設備、図書室、会議室は、設置に努める。

3. 運営

① 平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等

幼稚園	○ 規定なし
保育所	○ 入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。 ○ 職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ○ 懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。 ○ 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らしてはならない。
認定こども園	○ 規定なし

【対応方針案】

- 基本的に、保育所と同様とする。

② 教育時間・保育時間等

【対応方針案】

- 1年の開園日数は、日曜日・国民の祝休日を除いた日を原則とする。
 - 1日の開園時間は、原則11時間とする。
 - ただし、開園日数及び開園時間は、就労状況等地域の実情に応じて定められるよう、弾力的な取扱いを認める。
 - 満3歳以上の子どもの1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。
 - 満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育週数は、39週を下回らないこととし、学期の区分、長期休業日を設けることとする。
 - 夜間保育等の状況に配慮し、1日の教育課程に係る教育時間(4時間を標準とする)等をどのように確保するかについては、弾力的な取扱いを認める。
- ※ 保育認定の2号子ども・3号子どもに対する教育・保育を提供する時間については、現行の保育所における基準(原則8時間。その地方における保護者の労働時間その他家庭状況等を考慮して定める。)等を踏まえ、公定価格や保育の必要性の認定における保育必要量の区分に関する議論と整合性を図りつつ検討。

③-1 食事の提供(提供範囲)

幼稚園	○ 食事の提供範囲に関する規定はなし。
保育所	○ 全ての在園児に対する食事の提供が前提。 ※ 食事の提供は施設内で調理する方法(自園調理)により行わなければならない。ただし、満3歳以上児に対する食事については、施設外で調理し搬入する方法(外部搬入)が可能。
認定こども園 (現行)	○ 食事の提供範囲は保育所と同様。保育に欠ける・欠けないを問わず、給食が同じように提供されることが望ましい。

【対応方針案】

- 食事の提供を求める子どもの範囲は、保育認定を受ける2号子ども・3号子どもとし、教育標準時間認定を受ける1号子どもへの食事の提供については、園の判断とする。
- ※ 食事の提供に係る費用の取扱いについては、公定価格の議論において検討する。

③-2 食事の提供(提供方法)

【対応方針案】

- 食事の提供は、自園調理を原則とし、満3歳以上の子どもについては、現行の保育所における要件を満たす場合に限り、外部搬入を可とする。
- 満3歳未満の子どもに対する食事の外部搬入は、公立も含め不可。
- 食事の提供を求める子ども(2号子ども、3号子ども)に対しても、保護者が希望する場合や園の行事等(例:園で「お弁当の日」を設定する等)の際には、弁当持参を認める弾力的な取扱いとする。

2. ⑥ 調理室等の設置

【対応方針案】

- 自園調理による食事の提供の場合は、調理室の設置を原則とする。
※1 備えるべき具体の設備内容等は、食品衛生法に関する条例等に従う。
- ただし、食事の提供すべき子どもの数が20人未満(※)である場合は、自園調理の場合であっても、独立した調理室ではなく、提供すべき人数に応じて必要な調理設備を備えていれば可とする。
- 外部搬入による食事の提供の場合は、独立した調理室ではなく、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

(※調理室の設置を求めるにあたっての留意点)

- 現行の保育所の最低定員は、20人であるため、食事を提供すべき子どもが少なくとも20人存在する。
- 一方、新たな幼保連携型認定こども園についても同様に、最低定員は20人であるが(社会福祉事業の最低定員)、ここには、食事の提供が必ずしも行われない教育標準時間認定の子ども(1号子ども)も含まれることが考えられる。
- そのため、現行の保育所における調理室の原則設置を踏襲した場合、場合によっては、過度の設備を求めることになる可能性があることに留意。

3. ④ 園児要録・出席簿

【対応方針案】

- 全ての在園する子どもについて、幼保連携型認定こども園園児要録(仮称)、出席簿を作成することとする。
- 在園する子どもが転園した場合や進学した場合の園児要録(仮称)の抄本又は写しは、当該子どもが転園・進学した先に送付することとする。

⑤ 研修等

【対応方針案】

- 教育・保育に従事する者に限らず、施設の職員は、必要な知識及び技能の修得等に努めることとする。
- 施設は、職員に対して、研修の機会を確保し、資質向上等を図らなければならないこととする。

⑥ 職員会議

幼稚園	○ 職員会議(園長の職務の円滑な執行に資する)を置くことができる。
保育所	○ 規定なし
認定こども園 (現行)	○ 規定なし

【対応方針案】

- 職員会議については、幼稚園と同様とする。

⑦ 運営状況評価(法律事項以外)

【対応方針案】

- 運営に関する自己評価の実施・結果公表・結果の設置者への報告は、義務付けることとする。
 - 関係者評価と第三者評価は、それぞれの目的の相違を踏まえ、いずれも実施するよう努力義務とする。
- ※ 第三者評価については、公定価格の議論において費用負担を検討。

⑧ 苦情解決

幼稚園	○ 規定なし
保育所	○ 入所者・保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等の必要な措置を講じなければならない。
認定こども園 (現行)	○ 規定なし

【対応方針案】

- 保育所と同様とする。

⑨ 家庭・地域との連携、保護者との連絡

【対応方針案】

- 現行の幼稚園、保育所、認定こども園に係る規定について、全て包含するような内容を規定する。

⑩ 健康診断

幼稚園	○ 健康診断は毎学年、6月30日までに行う。(通常年1回)
保育所	○ 健康診断は少なくとも1年に2回行う。
認定こども園 (現行)	○ 規定なし

【対応方針案】

- 保育所と同様、健康診断は少なくとも1年に2回行うこととする。
- ※ 公定価格の議論において、費用負担について検討。

⑪ 感染症に係る臨時休業・出席停止

【対応方針案】

- 感染症に係る臨時休業や出席停止については、学校保健安全法が準用されるため、幼稚園と同様。
- 感染症に係る臨時休業を行った園に通う、感染していない2号・3号の子どもの保育を継続する方策、具体的な配慮事項等について、別途検討する。

⑫ 子育て支援 (認定こども園法で規定されている事項以外)

【対応方針案】

- 具体的な子育て支援事業の種類・内容やその運営基準等については、公定価格等の議論と合わせて検討。

Ⅲ. 既存施設からの移行の特例に関する考え方

(1) 既存の幼稚園、保育所からの移行の場合

既存施設(幼稚園、保育所、幼稚園型・保育所型認定こども園)から、新たな幼保連携型認定こども園へ移行する際の認可基準は、I.「基本的な考え方」の質の確保に関する基本的な考え方と円滑な移行の確保に係る要請とのバランスにも留意し、現在適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、既存施設からの現行の幼保連携型認定こども園に移行する場合に認められている幼稚園・保育所の基準の特例を下回らない特例制度を基本とする。

(具体的な考え方)

- 既存施設の敷地面積や建物面積の関係から、事後的に基準を満たすことが容易ではない「設備」に関しては、質の確保に留意しつつ、既存施設の有効活用や円滑な移行に配慮し、既存施設からの移行の特例を設ける。
- なお、移行特例を適用した施設については、新たな基準に適合する努力義務を実質的に促すため、確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表する。
その上で、施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討することとする。
- 「設備」と異なり、物理的な制約がない「学級編制・職員」「運営」については、移行特例は設けない。

(2) 現行の幼保連携型認定こども園からの移行の場合

法律上新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなされる現行の幼保連携型認定こども園については、新たな基準に適合するよう努めることを前提に、認可基準において、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置を設ける。

(具体的な考え方)

- 既存施設の敷地面積や建物面積の関係から、事後的に基準を満たすことが容易ではない「設備」に関しては、現行の幼保連携型認定こども園の基準を適用する。
- 「設備」と異なり、物理的な制約がない「学級編制・職員」「運営」については、新設の幼保連携型認定こども園と同じ基準とする。

(設置パターン別の基準適用イメージ)

施設の設置パターン	認可基準
<p>【新設】 新規に新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 幼稚園又は保育所の高い水準を原則
<p>【既存施設からの移行】 既設の幼稚園(幼稚園型認定こども園)又は保育所(保育所型認定こども園)を基に、新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 設備については、基本的には、幼稚園(幼稚園型認定こども園)又は保育所(保育所型認定こども園)のいずれかの基準を満たすことで足りる等の特例○ 上記特例以外は、新設の場合と同じ
<p>【現行の幼保連携型認定こども園からの移行】 法律上新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとみなされる場合</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 新たな基準に適合するよう努めることを前提に、現行の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める経過措置○ 上記特例以外は、新設の場合と同じ

IV. 既存施設からの移行の特例に関する個別論点

◆ 園舎・保育室等の面積

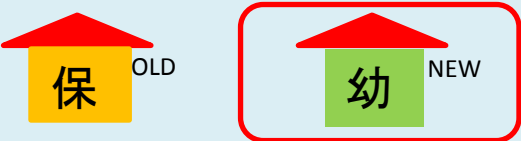
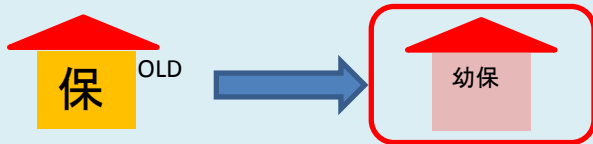
【参考】新設の対応方針案(P57)

園舎面積、保育室等の面積については、いずれも満たすことを求める。

- 園舎の面積(満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く)は、幼稚園の基準を満たすこと。


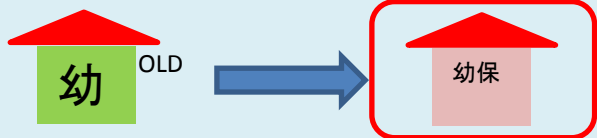
- 各居室(乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室)の面積は、保育所基準を満たすこと。

(園舎面積の特例)

	現行の移行特例等	移行特例の対応方針(案)
対象	<p>「保育所」が新たに幼稚園を設置し又は移転させる場合の当該幼稚園</p>  <p>など</p>	<p>以下の要件を全て満たす「保育所」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの「保育所」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの ○ 「保育所」を廃止し、当該保育所と同一敷地内において、当該保育所の施設を活用して<u>幼保連携型認定こども園へ移行する場合(園舎の新築(※)を行う場合は、新設基準に適合しなければならない。)</u> 
内容	<p>満3歳以上の子どもの保育の用に供する保育室又は遊戯室の面積が、保育所基準(子ども1人につき1.98㎡)以上である場合は、幼稚園設置基準の園舎面積(1学級:180㎡等)の規定を適用しないことができる。</p> <p>【幼稚園設置基準】</p>	<p>現行の移行特例と同様とする。</p> <p>(満3歳以上の子どもの保育の用に供する保育室又は遊戯室の面積が、保育所基準(子ども1人につき1.98㎡以上)を満たしている場合は、園舎面積を満たさなくてもよい。)</p>

※新築: 建築物のない更地に新たに建築物を造る場合や、既存の建築物を除却した後に、用途・規模・構造・間取りなど異なる建築物を造る場合


(保育室・遊戯室の面積の特例)


	現行の移行特例等	移行特例の対応方針(案)
対象	<p>「幼稚園」が新たに保育所を設置又は移転させる場合の当該保育所</p>  <p>など</p>	<p>以下の要件を全て満たす「幼稚園」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの「幼稚園」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの ○ 「幼稚園」を廃止し、当該幼稚園と同一敷地内において、当該幼稚園の施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合(園舎の新築を行う場合は、新設基準に適合しなければならない。) 
内容	<p>園舎面積(満3歳未満の乳幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く)が、幼稚園基準(1学級:180㎡等)以上である場合は、保育所設備運営基準の保育室又は遊戯室の面積(子ども1人につき1.98㎡)の規定を適用しないことができる。</p> <p>【児童福祉施設設備運営基準】</p>	<p>現行の移行特例と同様とする。</p> <p>〔園舎面積(満3歳未満の乳幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く)が、幼稚園基準(1学級:180㎡等)以上である場合は、保育室又は遊戯室の面積を満たさなくてもよい。〕</p>

◆ 運動場等の設置・面積

【参考】新設の対応方針案(P57)

- 面積は、以下の面積を合計した面積以上とする。
 - ・満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積
 - ・満2歳の子どもについて、保育所基準による面積

	現行の移行特例等	移行特例の対応方針(案)
対象	<p>「保育所」が新たに幼稚園を設置し又は移転させる場合の当該幼稚園</p>  <p>など</p>	<p>以下の要件を全て満たす「保育所」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの「保育所」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの ○ 「保育所」を廃止し、当該保育所の施設を活用して<u>幼保連携型認定こども園へ移行する場合</u>
内容	<p>満3歳以上の子どもの保育の用に供する屋外遊戯場及び運動場の面積が、保育所基準(子ども1人につき3.3㎡)以上である場合には、幼稚園基準の運動場面積(1学級:330㎡等)に関する規定を適用しないことができる。</p> <p>【幼稚園設置基準】</p>	<p>現行の移行特例と同様とする。</p> <p>〔満3歳以上の子どもの保育の用に供する園庭の面積が、保育所基準(子ども1人につき3.3㎡)以上である場合には、幼稚園基準(1学級:330㎡等)を満たさなくてもよい。〕</p>

	現行の移行特例等	移行特例の対応方針(案)
対象	<p>「幼稚園」が新たに保育所を設置又は移転させる場合の当該保育所</p>  <p>など</p>	<p>以下の要件を全て満たす「幼稚園」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの「幼稚園」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの ○ 「幼稚園」を廃止し、<u>当該幼稚園の施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合</u>
内容	<p>屋外遊戯場及び運動場の面積が、幼稚園基準の運動場面積(1学級:330㎡等)と、満2歳以上満3歳未満の幼児について保育所基準の屋外遊戯場面積(1人につき3.3㎡)とを合算した面積以上であるときは、保育所基準の屋外遊戯場の面積に関する基準を適用しないことができる。</p> <p>【児童福祉施設設備運営基準】</p>	<p>現行の移行特例と同様とする。</p> <p>〔園庭の面積が、幼稚園基準の面積基準(1学級:330㎡等)と、満2歳児の幼児について保育所面積基準(1人につき3.3㎡)とを合算した面積以上であるときは、保育所面積基準を満たさなくてもよい。〕</p>

<その他の論点>

◆ 建物及び附属設備の一体的設置

【参考】新設の対応方針案(P55)

- 新たな幼保連携型認定こども園は「単一の施設(1つの認可)」となるため、建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること(公道を挟む程度を含む)を前提とする。

◆ 職員室の設置

【参考】新設の対応方針案(P56)

- 受け入れる子どもの年齢にかかわらず、職員室、便所は必置。
- 特別な事情がある場合(例:養護教諭が置かれていない場合等、子どもの管理上、職員室と兼ねている方が望ましい場合等)は、職員室と保健室の兼用も可。

◆ 保育室等の設置階

【参考】新設の対応方針案(P57)

- 保育室等の設置階については、
 - ・ 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、1階に設置することを原則とし、園舎が耐火建築物で保育所で求められている待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等)を備える場合は、2階に設置可。
 - ・ 満3歳未満の子どもに係る乳児室、ほふく室、保育室、便所については、園舎が耐火建築物で保育所で求められている待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等※)を備える場合は、3階以上に設置可。(満3歳以上の子どもの保育室等については、3階以上の設置は不可。)

◆ 運動場等の設置・面積(代替地の取扱い)

【参考】新設の対応方針案(P58)

教育的観点(子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現等)を重視し、必要な面積は、同一敷地内又は隣接する位置で確保することを原則とし、代替地の面積算入は不可とする。

※ 実際の公園等の利用を妨げるものではない。

◆ 運動場等の設置・面積(屋上の取扱い)

【参考】新設の対応方針案(P58)

教育的観点(子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現等)を重視し、必要な面積は、同一敷地内又は隣接する位置で確保することを原則とし、屋上の面積算入は不可とする。

※実際の屋上の利用を妨げるものではない。

5) 地域型保育事業について

(参考) 地域型保育事業の概要

○ 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)

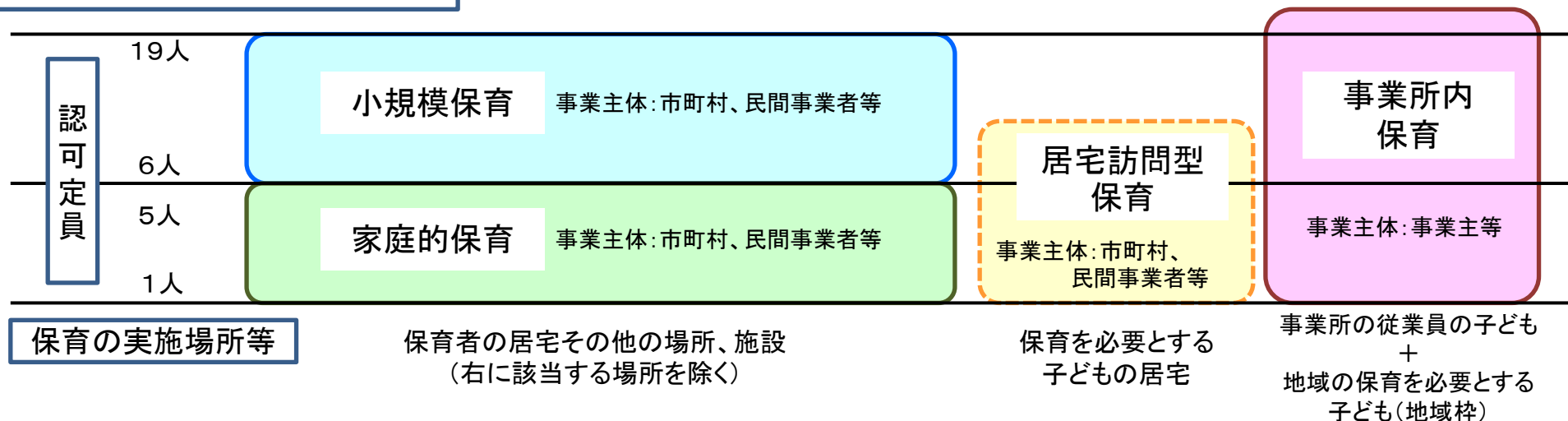
◇家庭的保育(利用定員5人以下)

◇居宅訪問型保育

◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)

○ 「子ども・子育て新システムに関する基本制度」(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定)においても、待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の子どもであることを踏まえ、認定こども園、保育所に加え、こうした小規模保育や家庭的保育等の量的拡充も併せて、待機児童の解消を図っていくこととされている。

地域型保育事業の位置付け



2. 小規模保育事業の位置付け（性格）について

- 小規模保育事業(定員6人以上19人以下)は、児童福祉法において児童福祉施設(7条)として位置付けられている認可保育所(定員20人以上)とは、法令上の位置付けが異なっており、多様なスペースを活用して質の確保された保育を提供する「事業」としての位置付け(性格)を基本として、検討する。その上で、保育所(児童福祉施設)に準じた規制が必要な場面においては、適宜、対応することとする。

3. 小規模保育事業の事業構成について

○ 小規模保育事業の事業構成としては、例えば以下のように、いくつかのパターンが考えられる。

パターン1: 統一的な認可基準を設け、この1つの類型に収斂していく

パターン2: 複数の認可基準を設け、保育所分園に近い類型、家庭的保育に近い類型の2つの類型とする

パターン3: 複数の認可基準を設け、保育所分園に近い類型、家庭的保育に近い類型、それらの中間的な類型の3つの類型とする

○ この場合、各パターンにおけるメリット・デメリットを整理すると以下の通り。

	パターン1	パターン2	パターン3
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・シンプルな事業構成とすることが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かい事業構成をとることが可能 ・現行制度からの移行が比較的スムーズ 	<ul style="list-style-type: none"> ・よりきめ細かい事業構成をとることが可能 ・現行制度からの移行がスムーズ
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・由来が全く異なる事業を1つの基準にまとめることが可能か ・事業の特性である柔軟性が失われ、硬直的な事業とならないか(事業展開がしにくくならないか) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業構成が複雑化しないか ・地方単独事業も含め、多様な事業からの移行が想定されるが、2類型で吸収しきることが可能か 	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑な事業構成とならないか

○ 多様な事業からの移行が想定される中で、各案のメリット・デメリットに鑑みると、パターン3を基本に、保育所分園に近い類型、家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型、その中間的な類型の3類型を念頭に検討を行うこととする。

※小規模保育事業への移行が想定される事業: 保育所分園、グループ型小規模保育、へき地保育所、地方単独事業など

4. 小規模保育事業の認可基準について

(1) 概要

- 小規模保育事業では、保育需要の増大に機動的に対応できるよう、客観的な認可基準に適合することを求め、
 - ① 社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
 - ② その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする
こととしている(保育所に関する認可制度と同様)。

- 小規模保育事業の認可基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。

- 国が定める基準については、
 - ア 「職員の資格、員数」、「乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの」については、「従うべき基準」とする。
 - イ それ以外の事項については、「参酌すべき基準」とする。
特に、「保育室及びその面積(面積基準)」については、地域の実情に応じて、公的スペース等の活用を図るため、保育所等とは異なり「参酌すべき基準」としている。

- 小規模保育事業については、現行の類似の事業や地域の実情を踏まえつつ、それぞれの特性に応じた基準を新たに設定することが必要となる。

- 認可基準の設定に当たって、主な事項及び検討の方向性については次ページ以降において記載

※基準の設定に当たっては、特に、へき地保育所など既存施設・事業等からの移行に当たって、経過措置の検討を併せて行うことが必要。

5. 認可基準の具体的な各項目について

(1) 職員数・資格要件

<現状>

	保育所	保育所分園	グループ型小規模保育 (家庭的保育)	認可外保育施設
保育従事者	保育士 ※0～2歳児4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可	保育士 (保育所と同様)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	保育従事者 (3分の1以上が保育士又は看護師)
職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所と同様	乳幼児(全年齢) 3:1	保育所と同様

※へき地保育所については、保育士を2人以上置くこととした上で、うち1人は児童の保育に熱意を有し、心身ともに健全なもので代替可能としている。

<対応案>

	A型(分園型)	B型(中間型)	C型(グループ型)
保育従事者	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける(1人まで)。	保育士 ^② +保育従事者 ^③ ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける(1人まで)。	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 <u>6:1又は3:1^①</u>	0歳児 3:1 1・2歳児 <u>6:1又は3:1^①</u>	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)

※保育所分園制度自体は継続

【対応方針】

➤ A型、B型の1・2歳児については、現行の保育所、へき地保育所、地方単独事業等からの円滑な移行も念頭に、認可基準上、保育所と同様の配置基準(6:1)とした上で、小規模事業の特性を踏まえ、認可基準上、保育に従事する職員を1人追加配置することを求めることとする。

※そのため、事業規模にかかわらず、最低2名の保育従事者数が確保される。

※小規模保育の管理者の取扱い、事務体制のあり方、保育所分園制度との関係等については、公定価格の体系に関する議論の中で検討する。

➤ C型、地方単独事業、へき地保育所等からの移行を念頭に、B型の保育士割合については、認可基準上1/2以上とすることを求める。

※B型は「保育所と同じ比率の職員配置数+1名」の1/2以上について保育士であることを求めることとなる。

➤ その上で、保育士比率が上昇した場合(例:3/4となった場合)、公定価格上、段階的に対応していくこととして、保育士比率の上昇を促していく仕組みを検討する。

➤ 離島、へき地における事業であって、3歳以上児を常時受け入れることが想定される場合においては、幼稚園教諭又は小学校教諭で市町村が必要と認める研修を受けた者を、A型・B型における保健師又は看護師と同様の特例(1人まで保育士としてカウント可)に含める。

➤ B型の保育従事者、C型の保育者(補助者を含む)に対しては、保育の質の確保の観点から、一定の研修を求めることとする。

➤ その上で、制度施行までの間は、B型の保育従事者及びC型の補助者については現行の家庭的保育者、補助者に対する基礎研修、C型の保育者については、現行の家庭的保育者に対する認定研修で対応することとする。

➤ また、新制度における研修については、現行の家庭的保育者・補助者に対する研修の内容も踏まえた上で、

・小規模保育については、家庭的保育と比較して、より集団的な保育となること、

・研修対象となる保育従事者の数は現在よりも多くなることが想定されること

・現行の家庭的保育者に対する研修については、市町村単位で行われているものの、事業規模等に応じて、より広範囲な研修実施体制の充実が求められること、

等を勘案し、見直していくこととする。その際、従来の家庭的保育者等が引き続き保育に従事できるよう、一定の経過措置を検討する。

(2) 設備・面積基準(参酌基準)

<現状>

	保育所	保育所分園	グループ型小規模保育 (家庭的保育)	認可外保育施設
設備	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室又は遊戯室	乳児室又はほふく室	保育を行う専用居室	保育室
	医務室	(本園にあることから不要)		
	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭 ※付近の代替地可	
	便所	便所	便所	便所
面積	乳児室 1人1.65㎡ ほふく室 1人3.3㎡ 保育室 1人1.98㎡ ※平成26年度末まで大都市特例あり	保育所と同様	1人3.3㎡	1人当たり1.65㎡以上 ※0歳児の区画は求める
	屋外遊戯場 1人3.3㎡(2歳児)	保育所と同様		

<対応案(居室)>

	A型(分園型)	B型(中間型)	C型(グループ型)
設備	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室
面積	0・1歳児 1人3.3㎡ ^① 2歳児 1人1.98㎡又は3.3㎡ ^②	0・1歳児 1人3.3㎡ ^① 2歳児 1人1.98㎡又は3.3㎡ ^②	0～2歳児 1人3.3㎡

※大都市特例の取扱いについて要検討

【対応方針】

- A・B型の0・1歳児については、年度途中の入れ替わり等を考慮して、C型と同様に、1人当たり3.3㎡以上とする。(その上で、現行の大都市特例については、市町村の条例において設定することとする。)
- A・B型の2歳児については、現行の保育所、へき地保育所、地方単独事業等からの円滑な移行も念頭に、国としてお示しする基準では、保育所と同様に、1人当たり1.98㎡以上を求める。

(2) 設備・面積基準(参酌基準)

<対応案(屋外遊戯場等)>

	A型(分園型)	B型(中間型)	C型(グループ型)
設備	屋外遊戯場 (付近の代替地可)	<u>屋外遊戯場</u> (付近の代替地可)	同一敷地内に遊戯等に <u>適当な広さの庭</u> ^① ※付近の代替地可
面積	1人3.3㎡	<u>1人3.3㎡</u>	<u>1人3.3㎡</u>

【対応方針】

- A・B・C型のいずれにおいても、屋外遊戯場の設置を求めた上で(他の公的施設の敷地その他の付近の代替地可)、面積基準については、2歳児に対し1人当たり3.3㎡以上とする。

(3)給食(自園調理)

<現状>

	保育所	保育所分園	グループ型小規模保育 (家庭的保育)	認可外保育施設
給食	自園調理 ※3歳以上児は外部搬入可能 ※公立は特区により3歳未満児も外部搬入可能	本園からの搬入で可	外部搬入可能	外部搬入可能
設備	調理室 ※外部搬入を行う場合、調理設備	(本園にあることから不要。その場合、衛生上・防火上不備が生じないように留意)	調理設備	調理室 ※外部搬入を行う場合、調理設備
職員	調理員 ※全部委託、外部搬入の場合は不要	(本園にいることから不要)	不要	

<対応案>

	A型(分園型)	B型(中間型)	C型(グループ型)
給食	自園調理 <u>連携施設等からの搬入可^①</u> ※社会福祉施設、病院を含む	自園調理 <u>連携施設等からの搬入可^①</u> ※社会福祉施設、病院を含む	自園調理 <u>連携施設等からの搬入可^②</u> ※社会福祉施設、病院を含む
設備	<u>調理設備(キッチン程度を想定)^①</u>	<u>調理設備(キッチン程度を想定)^①</u>	<u>調理設備(キッチン程度を想定)^②</u>
職員	<u>調理員^①</u> ※連携施設等からの搬入を行う場合不要	<u>調理員^①</u> ※連携施設等からの搬入を行う場合不要	<u>調理員^②</u> ※連携施設等からの搬入を行う場合不要

【対応方針】

〔給食の取扱いについて〕

- A・B・C型に共通して、自園調理を基本とする。その際、調理業務の委託については、保育所と同様に可能とする。
 - ※ 保育所における調理業務の委託に当たっては、「保護施設等における調理業務の委託について」(昭和62年3月9日社施第38号)、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号)を踏まえて実施。
- その上で、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を可能とする。その際、こうした施設等が存在しない離島、へき地においては、学校(給食室)、学校給食センターからの搬入も可能とする。
- 現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置を設けることとする。
- 実際の給食の提供に当たっては、社会福祉施設、病院等の大量調理施設における衛生管理に係る「大量調理施設衛生管理マニュアル」や食品等事業者における衛生管理に係る「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」等を参考に、衛生管理上、必要な対応について整理していくこととする。
- 新制度施行前に先行スタートする小規模保育事業が円滑かつ適切に給食を提供できるよう、連携施設その他の栄養士に囑託する形で、アレルギー児対応を含め、給食内容に係る相談・助言を行う体制を設ける。

〔設備の取扱いについて〕

- A・B・C型に共通して、調理設備を基本とする。
- その際、通常のキッチン設備を基に、利用定員に応じた設備内容を求めることとし、届出対象となる給食施設(1回20食以上など)に求められる設備内容も踏まえながら、具体的な内容については、条例等において定めることとする。
- なお、連携施設等からの搬入とする場合については、提供に当たって必要な加熱、保存等の調理機能を求めることとする。

〔職員の取扱いについて〕

- A・B・C型に共通して、調理業務に従事する調理員の配置を基本とする。(ただし、調理業務の委託を行う場合及び連携施設等からの搬入とする場合は、調理員の配置は不要)

(4) 耐火基準

<現状>

	保育所	保育所分園	グループ型小規模保育 (家庭的保育)	認可外保育施設
耐火基準等避難規制	設備運営基準において上乗せ規制あり ※建築基準法上は、特殊建築物(「児童福祉施設等」としての取扱い	本園と同様	家庭的保育と同様(基本的には上乗せ規制はなし)	指導監督基準上、上乗せ規制あり ※保育所に近い上乗せ規制

<対応案>

	A型(分園型)	B型(中間型)	C型(グループ型)
耐火基準等	<u>保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物であることを求める。①</u>	<u>保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物であることを求める。①</u>	<u>保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物であることを求める。①</u>

【対応方針】

- 建築基準法、消防法等との関係については、保育所、家庭的保育事業に関する位置付けを基本として、各規制について整理する。
- これを前提に、小規模保育事業に対して特に求める事項として、対応案としてお示した考え方のほか、A型、B型、C型を問わず、
 - ① 現行の保育所、家庭的保育事業において設置を求めている消火器等の消火器具
 - ② 基本的にすべての保育所に設置が求められる非常警報器具
 - ③ 保育室等を2階以上に設置する場合には、保育所と同様に、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備を設けることを求める。
- また、避難階段については、当面、現行の認可保育所に準じた取扱いと同様としつつ、認可保育所の避難階段に関する規制の見直しを踏まえ、今後、準じて見直すこととする。

※現行、認可外保育施設の避難階段については認可保育所に準じた取扱いとしている。

※国が定める認可保育所の設備基準(4階以上に保育室等を設ける場合に避難用の屋外階段を設置する要件)について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲及び代替手段について、今年度中に検討し結論を得ることとされている。

(5)連携施設

<現状>

	保育所	保育所分園	グループ型小規模保育 (家庭的保育)	認可外保育施設
連携施設	—	保育所本園との連携が前提	保育所本体又は連携保育所の支援が前提	—
必置職員	嘱託医	本園に配置されていることから不要	連携保育所の存在が前提	

※調理員は前述

【対応方針】

<連携施設の設定について>

- 小規模かつ0～2歳児までの事業である小規模保育事業に関しては、①保育内容の支援及び②卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。ただし、離島、へき地等で他に教育・保育施設が存在しないなど、連携施設の設定が著しく困難であると市町村が判断する場合には、この限りでない(特例措置)。
- その上で、当面は連携施設の確保・設定が困難であり、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間、市町村は、連携施設の設定を求めないことができる、という取扱いとする(経過措置)。
- 経過措置の適用に当たっては、市町村においては、
 - ①保育内容の支援に関連して、例えば、連携可能な施設においてモデル的な取組を開始する、公立施設によるバックアップ体制の整備を行う、保育士等による巡回支援を行うなど、連携施設による保育内容の支援を普及させることに資する措置
 - ②卒園後の受け皿に関連して、3歳以降、引き続き、保育の利用を希望する保護者に対しては、利用調整に当たっての優先度を上げることその他の3歳以降の円滑な継続利用に結び付けるために必要な措置を講じることとする。

<市町村による調整について>

- 小規模保育事業者と教育・保育施設設置者との間で調整し、設定することを基本とする。ただし、その調整が難航し、連携施設の設定が困難である場合、小規模保育事業からの求めに応じて、市町村が調整を行うこととする。

(調整例)

- ・私立施設のおっせん、働きかけ(強制力は伴わない)
- ・公立施設による連携

※公私連携型保育所、公私連携幼保連携型認定こども園の活用を含む。

<連携のあり方について>

- 小規模保育と教育・保育施設の連携については、主な連携方法である①保育内容の支援、②卒園後の受け皿ともに保育所又は幼稚園で対応するケースや、①は保育所、②は幼稚園となるケースもあり得ることから、必ずしも1:1の関係ではなく、1:複数、複数:1、複数:複数も認める。
- また、小規模保育と連携施設の関係においては、特に経費が必要となったり、利用枠の設定などの形で確実な履行が担保されるべき
 - ①保育内容の支援として、連携施設から給食の外部搬入を行う場合及び合同で嘱託医の健診を受ける場合
 - ②卒園後の受け皿として、連携施設に小規模保育からの優先的な利用枠を設ける場合は、協定書等(契約書、覚書等)の締結を求める。

<連携施設に係る情報公表について>

- 協定書等を締結した場合は、小規模保育、教育・保育施設、市町村のそれぞれにおいて、どことどこが連携関係にあるのか明示する(情報公表の対象事項)。 ※卒園後の受け皿については、後述の通り。
- その他の場合においても、連携施設であることを明確にした上で、明示することを可能とする。

<連携施設との連携方法、内容、程度について>

①保育内容に関する支援について ※一覧は次ページ

〔集団保育の確保等について〕

- 小規模保育事業については、規模面への配慮、集団保育の実施等に対する支援が必要となることが考えられる。
- 特に3歳児に近い2歳児については、集団保育のほか、屋外遊戯場における活動なども保育に係る重要な要素となってくる。そのため、合同保育、行事参加、園庭開放など、保育内容に関する支援を受けることが考えられる。
- このほか、発達障害など、発達に遅れがある可能性がある子どもの早期発見、適切な保護者・家庭支援について、小規模保育事業における保育士による対応も可能であるが、連携施設においては、そのノウハウ等を活用し、連携先に対する助言・相談が可能である。

〔給食提供について〕

- 給食については、自園調理は原則としつつも、事業規模と負担を勘案し、連携施設等(主に保育所を想定)からの搬入を認めることとしている。
- 給食の搬入を行わない場合であっても、栄養士による献立作成(必要な栄養価の計算等を含む)、アレルギー児などの個別対応に係る支援を受けることが望ましい。

〔嘱託医について〕

- 嘱託医については、小規模保育事業が自ら確保し、委嘱する場合は、特段、連携施設における対応は不要と考えられる。
- 一方、連携施設の嘱託医に対して、小規模保育事業が連携施設を介して委嘱する場合、合同の健康診断を行うことなどが考えられる。

<保育内容の支援について>

	連携内容(例)
給食に関する支援	<p><u>I 小規模保育の給食が連携施設からの搬入の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・献立作成 ・給食の調理、搬入 ・個別対応(離乳食対応、アレルギー児対応、体調不良児対応等) <p>※連携施設からの搬入を行う場合、献立作成を含めた給食調理、搬入方法、費用負担に係る取り決め、契約が必要</p> <p><u>II 小規模保育の給食が自園調理の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>基本的には対応不要</u>。必要に応じて、献立作成、個別対応等に関するアドバイスを行うこともできる。 ・ただし、小規模保育の調理員の急な病休等で小規模保育から求めがある場合には、当該教育・保育施設の運営に支障のない範囲で協力する。
嘱託医(健康診断)	<p><u>I 小規模保育で嘱託医を別途委嘱する場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>基本的には対応不要</u>。 <p><u>II 連携施設と小規模保育で同一の嘱託医に委嘱する場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、連携施設と小規模保育の合同で健康診断を行う。
園庭開放	<p>小規模保育から求めがある場合、当該連携施設の運営に支障のない範囲で園庭を開放する。</p> <p>※小規模保育事業における屋外遊戯場があまり広くない場合、定期的な利用(例えば月数回、週1回など)に対応し、2歳児の運動遊びなどを通じた健康増進を支援</p>
合同保育	<p>小規模保育から求めがある場合、当該連携施設の運営に支障のない範囲で合同による保育を行う。</p> <p>※特に集団保育の必要性が生じてくる2歳児については、保育のグループ単位が小さくなりがちなことから、定期的な合同保育の場により、集団保育の機会の確保。この集団保育が、3歳児からの円滑な集団保育にもつながる。</p> <p>※このほか、発達障害など発達に遅れのある可能性がある子どもの早期発見、適切な保護者・家庭支援について、連携施設におけるノウハウ等を活用し、連携先において適切な助言・相談が可能。</p>
後方支援	<p>小規模保育の保育士等の急な病休等で小規模保育から求めがある場合には、当該連携施設の運営に支障のない範囲で協力する。</p> <p>※そのほか、小規模保育の保育従事者が研修を受講するために必要な代替職員についても同様。</p>
行事への参加	<p>小規模保育からの求めがある場合、当該連携施設の運営に支障のない範囲で協力する。</p> <p>※行事規模が大きい方が参加する子どもにとっても望ましいのではないか。</p>

②卒園後の受け皿について ※一覧は次ページ

- 小規模保育事業は、受入対象児童が0～2歳であることから、保護者からみると3歳以降に通う施設を探す必要がある。
- 特に0～2歳の時点で就労し、保育を利用している保護者が、3歳の時点で何らかの施設を利用する必要性は高いことが想定され、また、一般的な子どもの居場所の割合にかんがみると、3歳以降は認定こども園、幼稚園、保育所等の利用者が多くを占めている。
- そのため、小規模保育事業を卒園した後、確実な受け皿があることが、「再度、受け入れ先を探さずに済む」という保護者の安心、ひいては事業の安定性を確保していくのに重要である。
- その際、連携施設における受け皿確保に当たっては、保護者の安心感、卒園後の利用希望に基づく選択可能性を踏まえ、例えば、連携施設において移行実績等を踏まえた受入定員枠を目安として設けた上で、より実効性を持たせるよう、小規模保育事業の利用者の個々の移行希望を把握してから最終的な受入枠を設けるなど、地域の実情に応じたルールを定めることが考えられる。
- 受け皿対象となる施設に関するルールについては、地域における必要性に応じて、市町村が定めることとする。
- また、受入枠を設けている連携施設以外の施設(2号認定の利用定員枠を設けている施設)への入所を希望する場合、利用調整を行う市町村において、調整に当たっての優先度を上げるなど、3歳以降のスムーズな利用に結び付けるための措置を講ずることも考えられる。

【卒園後の受け皿に関する連携施設のイメージ】

① 1対1の場合

○各事業・施設ごとに受け皿を確保

A 小規模保育 2歳児：8人 → B 保育所 3歳児：20人
(うちAからの受入枠8人※)

C 小規模保育 2歳児：6人 → D 幼稚園 3歳児：35人
(うちCからの受入枠6人※)

※最終的には、利用者の希望を聴取の上、確定

② 1対複数の場合

○複数の施設で受け皿を確保

A 小規模保育 2歳児：10人 → B 保育所 3歳児：15人
(うちAからの受入枠5人※)
C 認定こども園 3歳児：50人
(うちAからの受入枠5人※)

※最終的には、利用者の希望を聴取の上、確定

③ 複数対複数の場合

○複数の事業の2歳児を複数施設全体で確保

A 小規模保育 2歳児：8人 }
B 小規模保育 2歳児：10人 } → D 保育所 3歳児：30人
E 認定こども園 3歳児：50人
C 小規模保育 2歳児：6人 } F 保育所 3歳児：20人

D、E、F合わせて24名分の受け皿を確保
※教育・保育提供区域の単位の中で、複数対複数の連携施設とすることも考えられる。

<卒園後の受け皿について>

連携先	取扱いの方法(例)
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ➢ “連携施設”である旨を明示。 ➢ 1号の利用定員の設定において、特定の小規模保育等からの優先的利用枠を設定する。この範囲を基本として、入園選考時に優先的に取り扱うことを予め当該幼稚園が明示することにより、透明性を確保しつつ、特定の小規模保育等からの入園希望者に応じた最終的な優先的利用枠を設定し、優先的に入園させる(3歳から新規に1号認定を受けて入園を希望する者と比較して)。 <p style="margin-left: 2em;">※2号認定を受けて1号定員の範囲内で幼稚園を利用する場合も同様。</p>
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ➢ “連携施設”である旨を明示。 ➢ 2号の利用定員の設定において、特定の小規模保育等からの優先的利用枠を設定する。この範囲を基本として、利用調整時に優先的に取り扱うことを予め市町村が明示することにより、透明性を確保しつつ、特定の小規模保育等からの入所希望者に応じた最終的な優先的利用枠を設定し、優先的に入所させる(3歳からの新規入園希望者と比較して)。 <p style="margin-left: 2em;">※当該保育所内の3歳未満児からの持ち上がりは、当然、最優先。</p> <p style="margin-left: 2em;">※0～2歳児のみを受け入れる乳児保育所に関しても、同様の連携施設の設定を可能とする。</p>
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ➢ “連携施設”である旨を明示。 ➢ 1号及び2号の利用定員の設定において、特定の小規模保育等からの優先的利用枠を設定する。この範囲を基本として、入園選考又は利用調整の際に優先的に取り扱うことを予め当該認定こども園及び市町村が明示することにより、透明性を確保しつつ、特定の小規模保育等からの入園・入所希望者に応じた最終的な優先的利用枠を設定し、優先的に入所させる(幼稚園、保育所と同様)。 <p style="margin-left: 2em;">※当該認定こども園内の3歳未満児(利用定員を設けている場合)からの持ち上がりは、当然、最優先</p>

(6) 利用定員の区分

①C型の定員の取扱い

→グループ型小規模保育事業は、現在、最大でも15名(3グループ)までとされているが、C型については、規模の小さいものに限定することを含め、地域型保育事業の認可基準を整理する際に、実態を踏まえて更に検討する。

②定員弾力化の取扱い

→小規模保育事業の利用定員の上限(19名)の範囲内であれば、認可基準を満たす前提で、認可・確認時において設定した定員を超えて弾力化することを認める方向で検討する。

例)利用定員15名と設定した小規模保育が年度途中で3名受け入れるなど。

→19名を超える定員の弾力化の取扱いについては、本来の事業定義を変えかねないことから、確認制度における利用定員の議論を踏まえて慎重に検討する。

※離島、へき地など児童人口減少地域における定員は、弾力的に取り扱う方向で更に検討する。

※それ以外の地域においても、年度中の利用児童数の変動が比較的大きいと想定されることを踏まえて、更に検討する。

③特例給付の取扱い

→3歳以上児については、利用定員の範囲内で受入が可能(特例給付)となるが、定員の分布が広範囲であり、かつ、地域において他の保育基盤がないことも想定される児童人口減少地域に関しては、経過的な措置を含めて検討する。

6) 放課後児童クラブの基準について

1. 事業概要及び主な改正点等

1. 事業の概要

- 保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業（児童福祉法6条の3）
- 現在の対象児童は、1年生から3年生まで

2. 児童クラブの主な改正点

- 対象児童の拡大
現在：留守家庭の小学1～3年生 → 改正後：留守家庭の小学1～6年生
- 基準の条例化
現在：国のガイドライン（拘束力なし） → 改正後：設備及び運営について、国が省令で定める基準を踏まえて市が条例で基準を定める。（拘束力あり）

3. 国の検討状況

- 社会保障審議会児童部会に、放課後児童クラブの基準に関する専門委員会を設置（H25年5月）
- 12月に専門委員会の報告書がまとめられ、現在省令策定の作業中

4. 今後のスケジュール

25年度	26年度	27年度
国の基準（省令）制定	市の条例制定	新制度スタート

2. 国の専門委員会報告書の内容について①

5. 国の専門委員会報告書の内容

- 児童クラブに従事する者（放課後児童指導員）の資格及びその員数・・・従うべき基準
- その他の基準・・・参酌すべき基準

※「従うべき基準」 条例で異なる内容を定めることは許されない基準
「参酌すべき基準」 市が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を条例で定めることが許容される基準

(1) 従事する者（資格）【従うべき基準】

- 資格は、「児童の遊びを指導する者であって、研修を受講した者」
- ただし、全員には、資格を求めない。
- 研修の内容は、今後検討
- 現に業務に従事している者のために経過措置を設ける。

「児童の遊びを指導する者」(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準38条)

- ・ 保育士資格
- ・ 社会福祉士
- ・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭資格
- ・ その他

(2) 員数【従うべき基準】

- 2人以上の配置を原則とする。うち1人以上は有資格者とする。

2. 国の専門委員会報告書の内容について②

(3) 児童の集団の規模【参酌すべき基準】

- 児童の集団の規模は、おおむね40人まで
- 40人超のクラブは、分割するか、一つのクラブ内で複数の児童の集団に分ける。

(4) 施設・設備【参酌すべき基準】

- 専用室又は専用スペースを確保する。
- 面積は、児童一人 当たりおおむね1.65㎡以上
- 静養スペースを設けることが適当

(5) 開所日数【参酌すべき基準】

- 原則として、年間250日以上（平日の授業日+学校の長期休業日）
- 上記を原則として地域の実情や保護者の就労状況を考慮して事業者が定める。

(6) 開所時間【参酌すべき基準】

- 原則として、平日：1日3時間以上、休日：1日8時間以上
- 上記を原則として地域の実情や保護者の就労状況を考慮して事業者が定める。

(7) その他【参酌すべき基準】

- 「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「秘密保持」、「保護者、小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等も省令上に定めることが適当
- 特に、児童等の権利擁護、職員の倫理に関する規定も基準上に位置付ける。